

第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 25 日

平成25年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月25日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成25年6月25日 午前10時30分 議長宣言		
	閉 会	平成25年6月25日 午後4時00分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 弘 昭	6 番	宮 里 清之助
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	宮 平 真由美		
	住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	公 営 企 業 課 長	宮 平 正 則		

平成25年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年6月25日午前10時30分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第30号～議案第37号まで）
7	議案第30号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）
8	議案第31号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
9	議案第32号	過疎地域自立促進計画の変更について
10	議案第33号	工事請負契約について（座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事）
11	議案第34号	平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について
12	議案第35号	平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議案第36号	平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
14	議案第37号	平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
15	報告第1号	平成24年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
16	発議第10号	日台漁業協定の見直しを求める抗議決議について
17	発議第11号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について
18	発議第12号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について
19	発議第13号	ケラマ空港への航空路再開を求める要請成決議について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成25年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時30分）

議事日程に先立ち、先日の村長選挙において宮里 哲村長が2期目の当選を果たされました。おめでとうございます。平成25年度の所信は3月定例会で述べられましたので、今後は2期目の4年間を率いるこれからの行政運営についてお伺いしたいのですが、よろしいですか。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。さきの5月19日の村長選挙におきまして2期目の当選をさせていただきました。まずは1期目の期間、議員の先生方には大変お世話になり、あるいはまた村民の皆様方からはいろいろ叱咤激励を受けながら4年間仕事をさせていただきました。本当にありがとうございます。2期目当選をさせていただきましたが、1期目と同じようにテーマといたしましては、やはり地域力を生かして住民が住み心地のよい村にしたいんだということ、それから観光客の皆さんがまた訪れたいと思うような観光地にしたいんだというテーマを大きく掲げさせていただきました。行政運営を一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、これまで同様、御指導・御鞭撻よろしくお願ひしたいと思います。

2期目に関しては大きな事業に何があるんだろうかといろいろと考えをさせていただきながら、選挙運動をさせていただいたところなんです、やはりまず住民の皆さんのシマチャビの解消というのは非常に大きな部分があると思います。今年度は既に予算が決定をしておりますが、座間味地区におきましては公営住宅の整備が始まりますし、また、今概算要望の中で次年度は阿嘉・慶留間地区に公営住宅を整備させていただきながら定住促進を図りたいということも考えております。また、大きなところでいいますと2期目の間に平成27年の予定になります。フェリーの建造という大きなものがあります。そしてこれまで1期目で芽出しをさせていただきました村道座間味阿佐線の改良事業が終わる内容、それから海水淡水化の施設も最終年度に入っておりますし、阿真の港に関しても今年度でとりあえず一区切りがつくような環境ができておりますので、その辺をしっかりとやっていきたいと思っております。また、教育に関しましても教育委員会と連携をとりながら子供たちがしっかりと学習できる環境、あるいは外に出ていろいろな体験ができるような環境というのをおあわせてつくっていききたいと思っております。そして大きなものは、やはり一括交付金だと思います。しっかりと税金でございまして村民のためになるような、あるいは観光振興、教育、福祉、できるだけ幅広く村民の皆さんに恩恵が受けられるような事業をさせていただけるように、職員ともども頑張ってまいりたいと思っておりますので、これからも御指導をお願いしたいと思っております。

そして座間味村だけではありませんが、全体的な離島の問題として、今これまで取り組ませていただいたのが水道の広域化、あるいは離島学生寮の早期整備、そして慶良間海域におきましては国定公園から国立公園への格上げ、そしてブロードバンド環境、超高速ブロードバンド環境の整備ということで、いずれにいたしましても、4つどちらにしましても、既にスタートを切らせていただいている状況でございます。もちろん座間味村だけではなくて沖縄県あるいは近隣の離島を含めた形で仕事を進めさせていただいている状況でございますので、それらの大きな課題もおあわせてできるだけ任期中にある程度の結果が出せるような環境をつくっていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。まだ2期目が始まって1カ月にもならない状況でございますが、また新たな職員、課長も誕生しておりますので、そちらの紹介もさせていただきますながら次の4年間一生懸命頑張ってまいりますのでよろしくお願ひいたします。この場をお借りしまして、大変恐縮ではございますが4月の人事異動に伴いまして課長が入れかわり、あるいは新規の課長が来ておりますので、紹介をさせていただきます。

まず、総務課長宮平真由美でございます。よろしくお願ひいたします。そして住民課長に参事であった宮

平壮一郎が来ております。それから公営企業課長宮平正則が那覇事務所から来ておりますので、よろしくお願ひします。まずは今年度この陣容で一生懸命村政運営に頑張つてまいりますので、御指導・御鞭撻よろしくお願ひいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

ありがとうございました。これから議会も一緒にお互い頑張りましょう。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城弘昭議員及び6番 宮里清之助議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成25年3月12日～6月25日まで

3月18日	那覇出張所監査
3月26日	第2回臨時議会
3月30日	くじら音楽祭
4月 2日	第2回特別委員会
4月 3日	第3回特別委員会
4月11日	第4回特別委員会
4月15日	第5回特別委員会
4月16日	第6回特別委員会
4月20日	海びらき
4月22日	第7回特別委員会
4月23日	町村議長会理事会（自治会館） 南部地区市町村議会議長会役員会（自治会館） 沖縄振興拡大会議（自治会館）
4月24日	南部離島町村長議長連絡協議会（自治会館）
4月25日	第8回特別委員会
5月 8日	第3回臨時会
5月 9日	町村議会事務局職員研修会（自治会館）
5月16日	南部地区市町村議会議長会県内視察研修（渡名喜村）
5月22日	南部地区市町村議会事務局研究会（南風原町役場）
5月23日	町村監査委員研修会（自治会館）

5月29日 離島六村議会議員東日本大震災復旧・復興状況視察（宮城県）6月2日まで
6月25日 第2回定例会

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成25年第2回座間味村議会6月定例会行政報告につきましては、お手元にお配りをした資料のとおりでございますので、よろしくお願いたします。朗読は省略をさせていただきます。

行政報告

平成25年6月25日

平成25年第1回座間味村議会定例会（平成25年3月6日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成25年	3月	9日	日本商工会議所青年部全国大会おきなわ那覇大会記念式典
		10日	阿嘉校卒業式（座間味校及び慶留間校代読）
		13日	沖縄県共済組合事務局長面談
		〃	ガンガラーの谷 JTB交流文化賞祝賀会
		〃	環境省課長表敬及び国立公園格上げ意見交換
		15日	総務省山城氏表敬
		18日	稲嶺恵一前沖縄県知事講演会
		19日	海水淡水化施設落成式典
		22日	座間味村立学校職員離任式（調整監対応）
		26日	座間味村慰霊の日・平和の光サーチライト点灯
		〃	ちゅら島づくり花の森事業植樹祭
		29日	退職者辞令交付・退職者激励会
		30日	くじら音楽祭
4月	1日		教育委員並びに職員辞令交付式
	3日		教職員・教育委員会村費職員辞令交付式
	5日		マリンダイビングフェア2013
	9日		座間味小中学校入学式（阿嘉・慶留間小中学校は調整監・総務課長対応）
	10日		第14回サバニ帆走レース説明会
	16日		環境省国立公園格上げ説明会
	18日		ケラマ航路調印式
	20日		海びらき
	〃		島尻安伊子政務官座間味視察・意見交換会
	22日		島嶼看護研修実習について報告
	23日		黒島研究所若月所長・須磨水族館亀崎館長来訪
	〃		「県民の警察官」表彰式
	〃		平成25年度沖縄県振興拡大会議
	24日		ホエールウォッチング・フェスタ協賛お礼回り

平成25年	4月24日	南部離島村長議長連絡協議会定例会
	26日	小宮山氏観光大使就任
	5月11日	仲村ツネ子 カジマヤー祝
	21日	青少年健全育成村民会議総会、学力向上推進委員会総会
	22日	全国町村下水道推進協議会
	23日	ヨットレース協賛あいさつ回り
	24日	阿佐区総会
	25日	体協バレーボール大会
	29日	離島児童・生徒支援センター検討会議他
	30日	座間味区総会
6月	3日	新規採用職員辞令交付
	4日	阿真区総会
	21日	第一回船舶建造計画検討委員会
	22日	平和の光の柱 トライアングル事業
	23日	沖縄県全戦没者追悼式

以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで、村長の行政報告を終わります。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一般質問に先立ちまして、先ほど村長からあいさつがありましたが、去った5月19日の村長選において2期目の当選を果たし、おめでとうございます。先ほどのあいさつにもあったとおり、まずは村民の住みやすい村づくり、村民の負託にこたえるよう頑張っていたきたいと思います。議会も住みやすい村づくりに協力し、いい村づくりをつくっていききたいと思います。

それでは私の一般質問、まず第1点目、3点上げていますけれども第1点目、これも何回もこれまでの議会で取り上げたことです。表現に沖縄振興特別調整とか推進とかありまして、私のほうは沖縄振興特別推進交付金という表現を使いましたが、総務課長から「調整」と訂正がありましたので、調整とさせていただきます。しかし、推進とあるところもありますね。読み上げます。

沖縄振興特別推進交付金について。昨年度からスタートした沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）の事業については、昨年度多額の予算が措置計上され多くの事業が実施されましたが、その事業効果について伺いたい。

更に、今年度以降の同事業について計画を伺いたいとあります。総務課長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただまの大城議員の質問についてお答えいたします。先ほど、もうしわけありません「特別調整」ではなく「特別推進交付金事業」の間違いですので、訂正をさせていただきます。

お配りした平成24年度の資料、それから平成25年度の資料のほうをもとにして説明をさせていただきます。お配りした平成24年後事業一覧表のとおり、総事業数20件、事業総額4億1,499万7,000円となっております。事業が20件ございますが、お配りした資料の様式の1ページのほうから説明させていただきます。まず、学校教育改善事業といたしまして、平成24年度成果及び効果のところの欄を見ていただきますと、冷房機取り付け7施設23台取り付け。続きまして座間味村歴史・文化継承事業、保存・継承した民話13件、県内主要図書館へ配布45施設、県内市町村教育委員会等へ配布40市町村、阿佐地区避難道路整備事業、阿佐地区避難場所への避難時間の短縮、現状50分、整備後は30分となっております。4番目、離島防災備蓄品設備対策事業といたしまして、防災倉庫の購入数6基、50名分3日間の食料の確保、村全地区へ救助資材数基設置、避難テントの購入数6梁、240名収容、1基40名掛ける6基分。5番目、離島防災計画等策定事業、防災計画書の策定、多言語防災マップ作成、日本語、英語、韓国語、中国4種となっております。宿泊施設へ配布箇所数64件、観光関連施設へ配布箇所数58件の予定となっております。座間味村高速船購入事業、高速船購入1隻クイーンざまみ3を購入しております。7番目、座間味村内運航に係る対策事業といたしまして、定期船運航、座間味、阿嘉1日4便、目標運航800回に対しまして、実績が841回、座間味から渡嘉敷1日2便、目標運航60回に対しまして実績が32回となっております。

続きまして2ページ、8番目、頑張る観光支援事業といたしましてホエールウォッチングフェスタ来場、平成23年度は7,600名でしたが、平成24年度は8,000名となっております。ヨットレース25艇300名、東京しながわ水族館ピーアール活動50日間開催いたしております。9番目に、ファンを育てる観光ポータルサイト作成事業。観光関連情報と行政情報を分けた新しいホームページを開設いたしております。5月、アクセス数は対前年度比1.5倍以上に、多言語翻訳システム構築を6カ国語対応。片道変更や人数変更等、ウェブ予約利便性の向上をいたしております。一般客の船舶ウェブでの予約開始、ウェブ及び窓口でのカード決済を開始しております。10番目、歴史文化健康づくり拠点整備事業、公園整備基本構想の策定を実施いたしました。ビーチバレーコート2面を整備いたしております。観光受入推進パワーアップ事業、多言語パンフレットルールブック作成3カ国語（スペイン、ロシア語、中国語）になっております。観光受入メニューのプログラム開発を4個しております。12番目、美ら島づくり花の森整備事業。座間味村美ら島花の森基本計画書の策定、花の森記念植樹の実施、苗木を全世帯に、500世帯に配布しております。座間味村観光受入拠点事業、社団法人観光協会を設立いたしました。14番目、座間味村海域安全帯事業、村内3カ所ビーチへのライフセーバーの配置、平成23年度4月、5月、週末のみから9月まで配置いたしましたが、平成24年度は4月、5月常駐、10月まで配置しております。15番目、座間味村島チャビ解消移動手段安定化対策事業、慶良間空港、那覇空港間のフライトを125回行っております。続きまして16番目、座間味村鮮魚美食事業、直売開設を1カ所、移送フォークを1台、大型輸送用冷凍コンテナを5台買っております。サンゴの森育成植えつけ事業、サンゴ育成技術研修会の実施を3カ月間、海上生けす作成をいたしております。福祉事業といたしまして、ハートフル基盤整備事業、社会福祉法人による施設開所、平成24年度の10月に開所しております。小規模多機能居宅介助事業所を1カ所開設。短期入所定員が4名になっております。19番目、座間味村美ら島環境整備事業、小型焼却炉の設置2基、移送用フォークリフト1台購入、移送ユニック車1台を購入しております。20番目、座間味村外来植物討伐事業といたしまして外来植物の討伐を村内一円行っております。討伐本数はモクマオウ、ギンネム合わせて500本となっております。以上、成果のほうを報告させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございました。昨年度、この一括交付金というものが初年度とのこともあり、出遅れ感はあったものの我が村は21事業ということでした。きょう聞いたら1つは取り下げになって20事業になっております。本来は決算で事業の結果を聞くべきだと思われ。他の議員からは、多分9月の決算議会において実施済み20事業の事。例えば、その契約の相手方または事業主体、次は事業費、事業内容、事業効果がわかる資料を求めると思います。これ以上に詳しいのを準備していたほうがいいと思います。さて、私は事業の成果として満足の行くものだったのかどうかを検証すべきであろうと。それから裏負担に多額の予算費を投資しているんですが、その費用効果があるのかどうか、予算や事業の管理、事業執行など課題がなかったかどうか、これは6月の時点で検証をすべきじゃないかということでお聞きします。そして、先ほどよみ上げたものから抜粋したものを少し取り上げてお聞きします。実は事前に総務課長からもらった資料とこれが少し並べ方の食い違いがあって、事前にもらったもので整理していたら、台本が変わってしまったので。まずはですね、これは教育委員会のかな、座間味村歴史文化継承事業。他の教育委員会や公共機関に13の物語ですか、民話を成果品としてお配りしているということがありましたけれども、私たちの目には触れていないので、どうなったかというのをお聞きしているんです。やっぱり事業効果、事業実績として村の中で1回は目を通すべきじゃないか。こういった翻訳、編集の中にはその審議会なりを通して後世に伝わる民話として残したほうがいいんじゃないかということで、この事業は私自身目に見えなかったのであえて聞きました。きょう聞いて、いろいろな機関に配布をしているというようなことを伺っておりますけれども、ぜひ村民の中に我々議員も含めて目を通させていただきたいと。したがってこれは、きょうまでは中身がわからなかった事業です。もう一つ目、これは離島防災計画策定事業。この事業も、事業ができたというか、防災計画を委託したといいますけれども、我々には全然見えていない。ましてや職員も見たのかどうか、声も聞こえていない。これが一つの費用効果、検証じゃないかなと思います。今、総務課長から聞いた限りのものを抜粋して続けていきます。それからファンを育てる観光地ポータルサイト作成事業。これは村のホームページを刷新したと。多額の投資をされています。3,000万円ですか。ぱっと見てですね、行政のホームページとは全くかけ離れているんですね。まるで観光のポータルサイト。県の観光コンベンションビューローよりも勝っているんじゃないかなと思うぐらいのホームページです。せっかく観光協会ができたので、ぜひこれは今年度と言わずに、時間を追って観光協会に観光情報は分けたらどうですか。我々が知りたい村民の行政情報が非常に見にくいです。これはほかの人から意見がなかったかどうか、村民からも二、三あると思うんですけれども、行政のホームページとして非常に行政情報が知り得にくい。観光に特化しています。観光協会を設立したので、そこに観光情報は預けたらどうですかと思います。それから歴史・文化健康づくり拠点整備事業、ビーチバレーコート、それから、これも基本構想の策定実施1,727万3,000円。これもビーチバレーコートは2面、目には見えるんですけども、この基本構想が何をビジョン化しているのが全然見えてこない。この金がどこでどういうふうに使われたのかわかりません。よかったですね、9月の決算に向けていいリハーサルだと思って聞いていてください。それから観光受入推進パワーアップ事業、これも1,300万円余りのお金が出ているんですけども、この中身は全然わかりません。先ほどの健康づくり拠点事業以上にわからないのがこれです。観光受入メニューのプログラム開発、それから多言語パワーネットブック、これ前に計画を聞いたときには多言語会話教室も開催するようなことを聞いたんですけども、それも今回効果には出てきていません。しかも1,300万円の事業費が投じられている。それからもう一つ、美ら島づくり花の森整備事業。この間、業者が苗を整理しているというのが港であったんです。これが座間味区のもの、これは阿真区、阿佐区のものとして分けていたんですけども、この花の森整備事業がこの500本の苗の配布だけで終わっているような気がしているんです。本当にこれも基本計画ができてい

るのかどうか、ましてやまた今年度にこれがうたわれているので、初年度からこうであったら村内の民間に委託したらどうかなど。これもかなりの経費が投じられています。本当に大事なことですけれども、花の島づくりというのは、この行き先が全然わからないし、何を考えているのかわからないというような、絵すら見たことがないということです。それから座間味村島チャビ、これは座間味の観光客は船で渡って慶良間空港まで行かないといけない。島チャビに関連して後で聞きますけれども、座間味のヘリポートがこの島チャビ関連で離発着できるように公金が使えないものかどうか。ずっと台風なのに海を渡って慶良間空港まで行かないといけないというので、そのままこれが使われていくのか。これが1つの検証じゃないかと思えます。それからもう一つは鮮魚美食事業。これはデータに間違いがあります。フォーク1台じゃなくてフォーク2台です。それから座間味村外来植物、これも本来の趣旨と合っているのかどうか、切り倒して無残にも生木を倒しているような痕跡が見えるので、ぜひ景観づくりということでやっているんだったら後片付けをして、いわゆる倒木した、倒木したと言ったら盗んでいるようなものですね。伐倒した木がそのまま置き去りにならないように注意していただきたい。私が今回述べたものはですね、指摘事項として聞いてもいいです。ただし、9月の決算議会には根掘り葉掘り聞かれると思うので準備されてください。今年度以降の事業については資料が配付されているのでこれを確認します。あえて言うまでもないんですが、一括交付金の使途については会計検査の対象となります。ばらまきではない費用対効果の高い実行手腕が求められることとなります。今後、事業効果公表の義務づけをはじめ政策目的に合致しているか、それから非効率に使われていないかなどの点を検証できる仕組みが欲しいと思えます。また、これまで公共工事に依存してきただけに、財政難で見送っていた必要性の低い公共事業を生むことを危惧する声も村内では大きく出ています。いずれにしても一括交付金、行政のレベルや質が明確に露呈することとなります。一括交付金の事業の採択実施についてはこれからも今年度、再来年度、事業効果が最大限に発揮できるよう十分精査して、無駄遣いがないようお願いしたいと思います。さっきも聞いたんですけれども、島チャビの解消移動手段安定化対策事業で、ぜひ座間味のヘリポートが今の条件で無理だというのだったら、この条件整備を早目に一括交付金で検討されてはいかがですか。村長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまのヘリのほうだけでよろしいですか。御指摘の内容に関しましては私も必要性は感じております。ただ、クリアしないといけない部分は何箇所かあるのかなということがわかっておりまして、まずは今のヘリポートの場所が山の上にあるということで霧の問題等があって、台風が近づいたときにはどうなんだということがまず1つです。それと、例えばチャーターの場合はいいんですが、ここからお客さんを乗せる場合に、いわゆるセキュリティーチェックをするんですが、そのセキュリティーチェックの体制が村側でやる、あるいはチャーター側でやるとかというものと、それとそのセキュリティーチェックをする場所的なものがなかなかないのでやりづらいということ、そういうところもありまして、現在まだできていないということでもあります。ましてやまた山の上ですから、何か大きな事故が万が一起った場合には厳しいのではないかとということで、例えば港湾区域内に離発着ができないかと、いろいろ今、検討を職員にも依頼をしているところでございます。島チャビの解消はまさしくとても大切なことですので、これは前向きに考えていきながらクリアできる部分をしっかりと今検討しているところでございます。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もちろん今のヘリポート、山の上にあります患者輸送についてもですね、患者を急勾配な斜めの状態で運ぶということで、患者輸送すら問題があります。そこで今の島チャビに関しては台風時、荒天時に船が欠航した場合に使うための島チャビです。その為に使うヘリコプターなんです。台風時、荒天時に座間味から海を渡っていくこと事態、既に危険なんです。その危険を冒してヘリコプターで渡ると。慶留間の飛行場まで渡るということが、はたしてこれが本当に島チャビ、安全のお客さんの輸送なのか、果たして半分の補助があるということでヘリコプターまで行って、途中で船の事故があったらどうするかということも考えるとぞっとする話です。そして、必ず山頂にある急患用のヘリコプターを使うということではなくて、陸上、阿佐、阿真も含めてですよ、平地で座間味島の島チャビ解消のヘリポートの整備ができないか、これをぜひ一括交付金に検討されてはどうか。ぜひこれは民間の人たち、宿泊業者含めて座間味側が非常に望んでいることなんです。前向きに検討されてください。

それともう一つ、特に座間味港、港で近年、外来艇が急増しています。ついこの間は民間の主催のトロリーリング大会がありました。座間味カップ。これは今年で2回目になります。それから、今年36回を迎えるヨットレースなど。外来艇が多くなりました。つい先週も来ていました。外来艇が来たら民宿に泊まる、金が落ちる、しかし、ダイビングボートや、地元の船が頻りに往来している中、外来艇は港内をぐるぐる何周もしてですね、とめるられるところはないかと探している状況。これですね、いつか座間味の港で海の駅ということばが出ていたと思います。その海の駅構想を総合事務局でも持ち上げて、国や県の一括交付金、できれば大きいほうがいいので、村でもできたらいいんですけども、できれば国や県の一括交付金を利用して、ぜひ外来艇のバースを設けてほしいと。もちろん、だからといってただじゃないですよ。有料で予約制で外来艇のバースを港湾計画の中を含めたらどうかと思いますけれども、これはいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

外来艇の専用バースの整備についてなんですが、大城議員おっしゃるとおり、そういうイベントとかで港内に入ってくる船というのは、地元のダイビング船との絡みもあって、そういう安全面からしても危険なところがあると思います。今おっしゃる提案のとおり、そういう一括交付金を活用してこういう外来艇の専用バースができないか、これから検討していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これも急いで取り上げていただきたいと思います。また9月の議会でこの進捗状況、取り組み状況を聞きたいと思いますので、よろしく願います。くれぐれも申し上げますけれども、決算議会において、9月の議会において、この一括交付金の使い道、評価、また再度何名かの議員が聞きたいと思いますので、お答えを準備されていってください。

2つ目、これも3月の議会でも聞いています。全く直近の3月議会で聞いて、なぜ今回聞くかというようなことも含めてですね、2点目、今後の株式会社二一・ざまみの事業運営について、何度も言います第三セクターである二一・ざまみ。村が株の52%を所有する筆頭株主です。筆頭株主としての座間味村長の今後の株式会社二一・ざまみの事業運営について方針を伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

3月にも申し上げましたとおり、株式会社二一・ざまみの経営責任者は一義的に社長を初めとする経営陣にあると村では認識しており、当然、事業運営につきましても経営陣が行うものと考えておりますが、3月に提出されております意見書を踏まえ、今期の株主総会の内容を見ながら判断してまいります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

経営陣の経営責任といえますけれども、経営陣を選んだのは株主総会であります。株主総会の最大の株主は52%を所有する座間味村長です。ちなみに株主の構成がわかりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

村は52%と認識しておりますが、それ以外のものに関しては申しわけありません、今はわかりません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

そうですね、村が全部の52%。全部で250株のうちの130株を村が52%所有しています。そのほか設立時の設立発起人が10名いまして52株。その他多くの村民を含む一般株主が51名で68株。これで250株。二一・ざまみをつくったときにはもちろん議会の議決を得て村が出資しているわけですが、多くの人たち、村民もですね、その夢を共有して設立に参加しております。そしてもちろん毎年株主総会において決算、事業計画があるんですけれども、役員改選についても株主総会のもとで経営陣が選ばれ経営を任されているんです。もちろん経営者には経営責任がありますけれども、経営者を選んだのは株主総会です。去った6月11日でしたか、観光協会が設立されております。3月議会で私がこれを質問したのは、二一・ざまみへの支援についての決議書で終わったんですけれども、修学旅行に対する支援、それから新規事業への支援とかというのをいろいろ決議案に書いてありました。特に観光協会ができたということで、観光協会もまさに一括交付金頼みでは全然将来10年先がどうなっているかわかりませんが、ぜひ観光協会も自主事業をしていかないと、補助金頼みでは自立できません。一番おいしい話二一・ざまみから修学旅行をもらうというのがおいしい話だと思います。ところが義理的にも二一・ざまみはこれぐらい、これまで誘致して受け入れをしてきた修学旅行を、まさか丸裸にしてもぎ取っていくことは村内ではできないでしょう。何かやる、何か条件でもないと、これはちょっと非道的にできないと思います。そこでですね村長、海開きのときに代議士の島尻あい子さんが来ていまして、そのときに意見交換会をしました。県の企画部長も同席のもとで我々は意見交換をしたんですけれども、そのときに離島を代表するモデル事業として6次産業、6次産業というのは1+2+3、1次産業足す2次産業足す3次産業で6次産業、これを座間味でモデル事業として支援していただけないかと言ったら、向こうは前向きに検討するという話でした。ぜひ二一・ざまみの存続、ぜひ村長がほかの市町村に誇れるような第三セクターとして足を引っ張るのではなくて、手を差し伸べて引っ張って、六次産業の核になるような会社に育てていくことは考えていませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。今の御提案は前の島尻政務官が来たときの発言があったかと思いますが、検討する余地はあると思います。しかしながら今、現状を見たときに二一・ざまみさんの累積赤字が8,000万円強あ

るということ、そしてあすですか、あさってですか、株主総会があるんですがそれに先立って決算の見込みの報告等も受けております。その中で前年度に関しては100万円弱の黒字が出るだろうという見込みの報告、合わせて今の状況ではなかなか経営改善が難しい部分もあるので、貸庫事業をしっかりとやっていきたいんだという話を伺いました。もちろんこれに関しましては株主総会でしっかりと議論をしていただいて、貸庫事業も次の展開をするべきじゃないでしょうかという話をさせていただいております。どういうことかと言いますと、3年ぐらいでリースをさせていただいて、リースを二・ざまみがしてですね、貸庫の機械を。それを民間の方々に貸せるんだというお話で事業計画としてはトントンの話になっているんですが、毎年一千四、五百万円の支出があると。いわゆるリース料ということになるんだと思いますが、そういう状況の中で、今手持ちのお金がない、8,000万円の赤字を持っている状況で更に1,000万円の融資を受ける状況になるということは、非常に厳しいものがあると私は個人的には見解を持っております。その辺をしっかりとクリアできる内容を考えているのかどうか、そしてさらにこの6次産業に関してはすばらしいことだと思うんですが、しっかりとした明確なビジョン、あるいは考え方がしっかりしていれば、それはまたその次の考え方として出てくるのであると思いますけれども、その辺はしっかりと精査しながらですね、2期目にもなりました、1期目はいろいろと考えを出させていただきましたが、2期目にまりましたのでその辺は精査をしていきたいと思っております。ただ、二・ざまみの今の資金繰りの状況からしますと、非常に厳しい状況でありますので、私のイメージとしてはやはりこれから支援をして持ち直すことができるのかということに関しては非常に危惧をしております、それでも例えば可視光に特化してやるんだというような環境をつくりたいという話になるのであれば、私は完全民営化をするべきではないというふうに思っておりますし、あるいは清算含めて考える必要があるのかなというのが私の今の率直なイメージでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

さっきの質問で一括交付金の話をやりました。一括交付金はいわゆる事業の相手方がいて観光協会があつて一括交付金を国からもらい県からもらい事業化するんですね。もちろん観光協会が社団法人という組織、法人化してできたんですけれども、漁協もしかりです。ちゃんとした法人であるために累積赤字を抱えながらも一括交付金で2つの事業をいただきました。二・ざまみも立派な法人格を持って、ぜひ何らかのビジョンをつくって、何らかの再生プログラムをつくって一括交付金をここで活用して、いわゆる蘇らせるような仕組みをつくったらどうですか。あきらめないで。例えば年間1,000万円程度の黒字を出せば、8,000万円の返済は目に見える話だと思うんですよ。漁協だって8,000万円ぐらいの赤字があるんです。単年度は黒字にしていますけれども、それは働いている人たちの夢であり、それから出資している人たちの夢でもあるんですね。ぜひ一括交付金を導入してこの再生プログラムを職員全員のアイデアを生かして投入していただきたいと思っております。これについていかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一括交付金の投入に関しましてはいろいろな制約がありまして、できないとは言いませんけれども、その辺をしっかりと精査をしないといけないという部分があるというのは大前提にあると思います。私は今そこまでしか言えませんので、再生をさせるとかさせないとか、そういう文言に関してはしっかりと精査をさせていただきながら、そしてその精査をして再生をさせるために一括交付金の活用ができるのだというのであ

れば、そのときはまたしっかりと手当をするというふうなことになるかと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

行政も議会も同じだと思っただけでも、村として平等に。例えばさっき言ったのは法人として、私は平等だと思うんですよ。ぜひこの大所高所という目から見てですね、同じような法人として取り扱っていただき、同じような手を差し伸べ、厚い手だてをするべきだと思います。二一・ざまみについては以上で終わります。

3 点目、フェリーの建造について。これは新しい公営企業課長、よろしくお願いします。フェリーの建造計画について伺いたと思います。ぜひ、今ある大まかな日程、工程があれば伺いたと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいま大城議員からお伺いがありましたフェリー建造についてお答えいたします。現在、フェリー建造計画については沖縄県の離島航路運航安定化支援事業、こちらを活用しての建造を予定しています。先週、6月21日に建造委員会を立ち上げ、第1回建造委員会を開催しました。今後に関しては利用者の視点に立ったよりよいフェリーの建造に向けて、現フェリーの問題点を踏まえながら主要目、就航時期等について検討委員会で検討し、決定してまいります。並行して係留港となる港の問題についても港湾管理者と関係機関との協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

何年に着工して何年竣工予定ですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

現在ですね、予算がつく年度が平成27年度と予定しておりますので、これからの竣工年度においては平成28年度になるかと思われます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

先ほど聞いていると、船のいろいろな仕様、要目の検討に入っているということとあわせて係留地の港のことの検討も含めていると言っていますけれども、港の検討をするには平成27年度、平成28年度には余りにも年数が日にちがながいんじゃないかなと思いました。21日に第1回目の建造委員会を開催したと聞きましたけれども、この建造委員会の委員の構成はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

現在15名いないということで、設置要綱に書いていますけれども、ただいま14名が決定しております。その委員の名簿として、村長である宮里哲、それと政策調整監垣花健、議会議長であります中村秀克さん、

商工会長の宮平安弘さん、あと沖縄県交通政策課課長であります高良ヒトシさん、そして座間味村からの区長代表、5名からの代表として座間味区長、阿嘉区長ですね。こちらは区長会に諮りましてお二人選んでいただきます。そしてあと一般の方なんですけれども、離島航路改善協議会委員でもあります阿武靖士さん、そして青年代表としても商工会青年部部長及び副議長をなされている宮里祐司さん、私ども及び女性代表として宮平真由美さんですね。そしてあと4名、ただいまは10名なんですけれども、残り4名として両船長ですね。松本忠信、吉本進、そして両機関長、高良和好、與那嶺直次、この14名で今構成しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

村長、これは諮問機関ではないんですか。建造委員会、諮問機関になると村長は入らないんじゃないですか。諮問機関ではない。建造委員会にという形で委嘱も何もしていなくて。諮問機関ではないということですね建造委員会は。ありがとうございます。何かますますわからなくなってきましたね。どういうふうな答申がされるのかなということで、諮問機関に諮問して期待をしていたんですけども、諮問機関ではないということですね。まだまだ時間が足りなければ足りない、ある程度ある、その中で今のフェリーの改善すべき点をしっかり吟味してですね、波に強い1日も欠航しないフェリーをつくっていただきたいと思います。関連するんですけども、今は平成28年度の予算に組み込むフェリーの建造、既に今、建造委員会として県と第1回目を終えたということですね。これも3月の議会で聞いたことなんですけれども、3月議会で承認された辺地総合計画で平成26年度に歴史資料館を建設すると聞いています。これについては検討委員会は本当に設けなくて、庁内のプロジェクトチームだけで歴史資料館を検討するんですか、総務課長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、検討委員会のほうを立ち上げるように進めてまいろうかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

3月議会で辺地総合計画を承認したんですね。そのときに平成26年度、平成26年度と言ったら来年度ですよ。歴史資料館を位置づけております。そしてそのとき聞いたのが、「平成26年度というのは来年度ですから平成25年度内にいろいろな人たちを交えて、いわゆる子供からおじい、おばあまで含めて歴史資料館の検討委員会を設けたらどうですか」と当時の総務課長に聞きました。そうするとですね、答弁で前総務課長は「プロジェクトチームで企画という分野で総務のほうで担当させてもらっております。参事が特命事項でやっているところです。今年度は基本構想を策定し、各地区の区長と代表の方々から意見集約、ヒアリングをしているところだと思います」と3月で答弁されているんです。話は戻りますけれども、フェリーは

平成28年度の事業なのに今年度から建造委員会、委員会の中でよく議論していくと思いますけれども、歴史資料館は平成26年度、来年度の建設、しかも歴史資料館というのは中身が大事なんです。検討委員会の無い。我々の先人たちが歩んできた、使ってきた、考えてきたもの全てを集約する資料館、展示室なんです。「それは教育委員会の事務局じゃないか」と聞いたところ、「いいえ、総務課でプロジェクトチームでやります」と3月に答えているんです。これからですけど大変なんですよ。再度伺います。検討委員会はなくて、プロジェクトチームで総務でされるんですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、検討委員会を立ち上げるときに総務課なのか、それから教育委員会のほうになるのかも一度再検討させていただきまして、検討委員会のほうを立ち上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

歴史資料館というのはとても夢のある施設です。近隣の離島の中で座間味村だけ歴史資料館がないという恥ずかしい思いをしてるんですけれども、後世まで歴史を伝えるために、そしてまた雨天のときの観光施設として、より価値の高いものであります。ぜひ、これまで設置されていない検討委員会、9月の補正でいろいろな委員の旅費なり、事務局費なりを設けていただきたく、そして予算がつかなくても先行して会議を持って、いろいろな人たちから意見を聞き、先進事例を参考にいいのをつくっていただきたいと思います。

ちなみに最後にもう一つ、これは場所はどの辺を予定していますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

場所等に関しては今からの検討事項になってまいります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

総務課長、頑張ってください。来年ですよ。公営企業課長、ぜひいいフェリーをつくるように、いろいろな人たちからのいろいろな意見を聞いてですね、いい船を期待しています。以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで1番 大城 晃議員の一般質問を終わります。

引き続き5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。私のほうからは一般質問として4点ほど質問させていただきたいと思います。まず

質問に入る前に一言だけごあいさつをしたいと思います。2期目の村長就任おめでとうございます。これからまた4年間、行政そしてまた地域住民、座間味村のためにぜひ頑張っていたきたいと思います。お互いに協力しながらやっていこうと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと私ごとですけれども、ちょっと風邪をひいていまして、夏風邪をひいて喉も痛くて、途中で咳が入るかもしれませんけれども、大変申しわけないんですが、御了承願ひしたいと思います。

まず最初にですね、1点目なんですが、座間味村の保健センターについてということで書いてあるんですけども、阿嘉区のほうに座間味村保健センターということであるんですが、この保健センターの使用のあり方についてお伺ひしたいと思います。阿嘉の保健センターにつきましては、今まで座間味村社会福祉協議会が中心になって村民、地域住民の社会福祉に関する必要な事業を行政とともに連携をとりながら事業を行ってきていると思うんですが、つい最近のことなんですが、いつの間にかこの保健センターの上のほうにも座間味村保健センターと書いてあるんですが、入口のほうにいつの間にか大きな看板がついていまして、社会福祉法人座間味偕生園と書いてありまして、そこに福祉内容がサテライト・デイサービス、ホームヘルパー、ショートステイということで内容が書いてあるんですが、地域住民の方、私も含めてなんですが、「阿嘉島のほうにも偕生園ができたのか」ということで、ちょこちょこ聞かれることもありまして、私のほうもわからないものですから、「わかりません」ということでそのように答えているんですが、座間味のほうでは一括交付金を使いまして小規模多機能施設ということで、座間味偕生園ができて事業内容も充実していると思いますけれども、阿嘉島につきましては全くなんでそうなったのか全くわかりませんので、そこでお伺ひしたいんですが、まず保健センターが偕生園の施設に変わったものなのか。これがいつ偕生園の看板を設置したのか、これはどのような流れで、経緯で偕生園の看板を設置することになったのか。偕生園と座間味保健センター、行政と使用契約を交わして、いろいろ相談の上でいろいろなもの、この福祉関係に対しての事業を行っているのか。その辺も担当課長はかわったばかりでなかなかわからない部分もあると思いますが、今は現総務課長であります、だれでも構いませんのでその辺の経緯を説明していただきたいと思います。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

こんにちは。今、金城議員から御質問のありました件について、阿嘉の保健センターの使用のあり方について答弁したいと思います。それと冒頭で村長から紹介があったように私も4月に住民課へ来て、今回議会が初めてになります。そんなことであるんですが、一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。御質問のありました阿嘉の保健センターなんですけれども、このあり方については地域住民の健康保持、増進が図られる施設として位置づけされております。高齢者の予防対策事業、子育て支援教室、各種予防接種、医療費助成、相談窓口として実施場所として使用しております。また昨年、お話しがありましたとおり10月より社会福祉法人による高齢者の福祉サービスが開始されたところであります。これにつきましては10月に村のほうで保健センターの条例があります。許可を申請していただいて許可をして使わせているという状態となっております。それとあわせて社会福祉法人の利用に当たりましては看板設置が義務づけされているということをお聞ひしています。しかしながら私どもも現地確認をして、やはりその大きいですね、看板の大きさと設置場所、これについては誤解が生じないように事業者との調整が必要だと今、考えているところであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。今、内容的に保健センターがどういう形の内容で使われているかというのは一応わかるんですけども、これは全くわからないうちに偕生園という看板がついているものですから、やはり地域住民はいろいろ疑問に思ったことは結構聞いてくるものですから、本当にこういうのは結構皆さん方は阿嘉島に行って通ってみたら、看板を見たらすぐ感じると思いますけれども、座間味にも阿嘉島にも偕生園ができたんだというふうに思うと思います。私もそう思いました。それがちゃんと地域住民に説明した形でちゃんと使用されているかどうかというのを、地域住民が納得するようにちゃんと手続を踏んだ上でしっかりとこういう事業をやってもらわないと、何でこの件を聞くかといいますと、私も座間味村の社会福祉協議会の評議委員の1人として、地域住民に聞かれたときには「わからない」では通りませんので、その辺をぜひ福祉関係に使うということはいいことですので、それに対して私はとやかく文句は言いたくありません。ただ手続き上、そういうやはり経緯、ちゃんとしっかりそういうものを踏まえた上でしっかりと使用していただくというふうに思っております。これは使用につきましてはいろいろ契約書を交わされて使用料とか、この場所の保健センターの使用料とか、そういうのが発生しての使い方になっていますか、この辺ちょっともう一度詳しくお聞きしたんですが、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、まず使用に関しては使用したい場所、そのすみ分けをしてですね、村の持ち物ですので、ここここ場所、トイレ、お風呂等を使用したいというような申請書を出してもらって、それに対して許可をしております。使用料につきましては営利団体ではないということで、現状は無償で場所を提供しているところであります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

現在無償で使われているということでもありますけれども、これは普通、社会福祉協議会も社会福祉法人の中ですので、同じ社会福祉法人でということ、このような形の部分で使用料を取らなくて使っていいものなのかなというふうに私も思っているんですが、この辺、ちょっと私も勉強不足でよくわからないんですけども、この辺はそういうやり方で問題ないものですか。その辺はちゃんと調べて確認しておかないと、またどうせ私らも地域の方々から聞かれますので、その辺ははっきりした答えを、こういう理由があって阿嘉島保健センターのほうも使わせてもらっていますということで、ちゃんと説明できるようにしっかりとやりたいと思いますので、その辺は使用料は取らなくても大丈夫ということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

ただいまの質問ですが、確かに10月スタートして現時点は無償ということでやっております。やはりその中で実費を伴うもの、クーラーを使ったり電気を使ったりしていますので、この辺についてはやはり契約自体が1年で更新となっておりますので、あるいは更新する前にお互いに協議してしっかり実費を伴うものはいただくか検討して対応していきたいと考えていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

それと、しっかり交わすべきものはしっかり文書の中で交わしてですね、はっきり明確とした文書でもってやれば別に座間味村の福祉の件に関する事です。しっかりやっていただければ地域住民は文句も言わないと思いますので、その点を踏まえてしっかりやっていただきたいと思います。この辺はよろしく願いいたします。1点目はこれで終わります。

あと2点目なんですが、座間味村の下水道事業についてお伺いしていきたいと思います。これは一般質問のほうには漁排・農排と書いてあるんですが、これは自分も含めて漁排も農排も特環も含めてお聞きしていきたいと思います。前にも質問の中でお聞きしたことがあるんですが、本村の下水道の今現在の接続率が平成25年6月現在でどれぐらいのパーセンテージになっているか、その数字をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいま金城議員からありました質問についてお答えします。事業が3種類あるんですけど、座間味島が接続率は91.1%です。こちらは平成25年4月1日現在の接続率です。阿嘉島が92.2%、慶留間島が82.8%となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今の答弁で座間味が91%、阿嘉が92%、慶留間のほうが82%ということですが、このパーセンテージの出し方で前回も聞いたときに間違っていたらちゃんとしたパーセンテージが出ませんよということで、今は退職をしていますけれども前課長とお話をしたことがあるんですけど、阿嘉島で座間味島で、慶留間島でちゃんと屋敷の中に公共桝が入って、つながれていない家庭の件数が何件ぐらいあるか、そういう数字の中で報告できますか。これ91%に92%、82%というのは大体わかりますけれども、それを件数的に言えばですね、例えば阿嘉島に100件ありますと、その中で92%ですから接続が何件で接続していないのが何件ですと、その中に一般家庭があって、そしてまた大きな事業所があってということで説明していただければ明確にわかりますので、その辺もしわかるのであれば教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの質問にお答えします。今現在、この接続率というのは人口割りでやっている接続率でして、今、金城議員がおっしゃったように確かにこの桝の世帯数とか、そういうことであればまた数値が変わってくるかと思えます。現在、それについてはちょっとまだ把握できていないところでもあります。これからお調べいたしたいと思えます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。ちゃんとこのように私が今、話しているように件数的に出したらわかりやすいと思えますので、そして今何件残って、今は何パーセントということで、数字的にピシッと出せば下水道、例えば何月から何月までは下水道月間ということで、行政側でピーアールして、座間味はいつごろから阿嘉はいつごろ

から、慶留間島はいつごろからということで、そのように組んでしっかりとまだ接続していないところにパンフレットを配ったり、直接行って勧めたりやれば近々100%いくんじゃないかなと私は思っております。まだつないでいない部分がこれだけあるということは、下水道料金にも大分響いてくると思いますので、その辺が100%になりますと大分変わってくると思います。その辺はぜひこの下水道の接続率がアップするためにもしっかりと、ただ何パーセント、何パーセントと言ったら絶対進んでいかないと思います。私も座間味村に対しては下水道の事業に対しては大分携わってきた人間として、ぜひ環境のためにも100%ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。よろしく願います。もう1点聞きたいんですが、今でも下水道接続に関してですね、無料貸付制度というのは行っているんですか。その辺どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

お答えいたします。この貸付制度については下水道事業が始まった当初から現在まで引き続き行っております。ただ、最近に関しては申し込みがほとんどないということです。これを活用して接続されていない方に周知していきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今、課長の答弁の中で今でも無利子の貸し付けがあるということです。これをぜひ表に出してしっかりと、まず直接言って頑張ってください。今、下水道がスタートしてずっとということであったんですが、途中で切れた年度があったものですから、そういう時期があったと思います。いろいろ財政関係、村財政の関係でいろいろなことが実際にありました。それからまた途中でスタートしていると思います。私の記憶では、その辺のそういうのもぜひ頑張って、本当に座間味村が一番海が大事でございまして、下水道、それを100%に持っていけないとどんどん海も汚れてきますので、環境保全のためにもぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。それから、あと下水道料金につきましてなんですが、もう下水道事業がスタートしまして阿嘉・慶留間、座間味、事業内容は違うんですが大分たちました。それでですね、あと3年後、4年後になるかわかりませんが簡易水道に関しても広域化に変わっていくと思います。それでこれが変わった場合には水道料金、下水道料金もおのずから自然に少しは下がっていくとは思いますが、この広域化になるまでの期間にどうにか座間味村の、もうこれだけ達しましたから下水道料金を下げる方法はできないものなのか、これは座間味村全体から、とにかく下水道料金が高いということで地域住民から言われています。ちなみに水道料金が1万円だったらですね、私の計算ですけれども平均大体70%ぐらい確実に付いているんですね。水道料金が1万円としたら下水道料金が7,000円ちょっと余るんですよ。合計で1万7,000円の支払いになるんです。これが3万円、4万円の水道料金、夏場になりますと企業は相当使います。水を。そのときに70%、80%ぐらいでしたか、計算してみると多額の金額になるんですよ。だから、事業をしている方々から考えますと、たまに言う人もいますが、「ヌーガ、水道料金と下水道料金モーキーンディチ、業ソーラヤー」と言う人も結構多いです。その辺は考えていただいて、もちろん維持管理費、いろいろかかる部分があると思います。水道も下水道もですね。あると思いますけれども、その辺を周辺の離島もチェックして今の座間味村の下水道料金がいかかなものなのか、これがどうにか2年、3年間の間でも50%ぐらいまで落とせないものなのか、その辺はぜひ考える必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、今現在どのようなお考えですか、もし課長が難しければ村長、よろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの御質問にお答えします。今、金城議員がおっしゃったように、確かに座間味村の水道、下水道、水道含めてなんですけれども、料金は多額になっています。それは基本としては水道、下水道は施設を3つの島が持っているために、本来であれば渡嘉敷並みに、渡嘉敷は少し安いんですよ、座間味村より。この施設が1つだったらもっと安くできたんですけど、管理をするのに管理費がかかるので、計算というか下水道料金については水道使用料の70%ということで今、設定はしているんですけども、これを具体的に今下げる方法はないかということなんですけれども、その辺については特にまだ案がない状況であります。今後どのようにこの水道含めて下水道、両方をできるだけ十分負担がかからないように何かいい案がないかどうか、それも含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

まだ接続していない方々は、そういう理由で下水道については高いという理由でつながらない人も確かにいます。実際に浄化槽を使っても別に問題ないんじゃないかと、浄化槽からオーバーフローさせて水を流せばいいんじゃないかと、またにおいもしないし上等ですよと言う人も実際にいました。そういう考えで持っていったら大変なことになりますので、大きな事業所もたまに何カ所があるんですけども、すごいにおいが出ている箇所もあります。それほどは言えませんが、そういう意味から踏まえましても、ぜひ考える必要があると思いますのでその辺はぜひ、ちょっとけんかしていただいて、しっかり頑張ってください、ちなみにこれは6月の水道料金なんですけど、ちょっと調べてみたらですね、ぱっと見たんですが、水道料金が1,837円でしたら、下水道料金が1,287円なんです。結構高いですよ、イメージ的に聞いたら、すごいですよ。その辺もおじい、おばあがつかないなら、プラスメーター使用料も出てきますよね。メーターが月120円出ます。これもプラスされますから大分大きいんです。その辺もぜひ頑張って検討していただいて、この3年間だけでもいいです、地域住民に還元する意味で目に見えるように頑張っていたらなというふうに思いますけれども、村長いかがですか、一言。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私も安くしたいんですが、なかなか厳しいものがあります。例えばですね、水道に関しましては水道の広域化が進んでおります。すぐにということではないと思いますが、先ほど担当課長からありましたように私たちの島は2カ所に浄水場を持っていますよとか、いろいろな施設をほかの離島自治体、あるいは小規模自治体に比べると施設の数が多かったりということで、イニシャルコスト、あるいはランニングコスト等が高いためになかなか下げることができませんよという話でした。それを解消するために水道の広域化をさせていただきます。少しずつちょっと時間はかかるとは思いますが、確実に水道料金は安くなる環境にあると思います。下水道に関しましてもできるだけそうさせていただきたいんですが、まず水道と同じように広域化ができる状況ではないのが下水道であるということが1つと、あるいはまた先ほども話をしました、それぞれに下水処理場を持って、それぞれの島で処理場を持っている、あるいは特に座間味はそうなんですけど、そろそろ基幹改良の時期が来ているということで、安易に安くしてまた財政健全化法に触れるようなことがあってはいけませんので、その辺との兼ね合いを見ながら、できるだけ安くなるようにはどうしたらいいのかというのは一生懸命これからも考えさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これは地域住民の本当に座間味村全体の思いでございますので、頑張ってくださいとちょっとでもいいですよ、下げる努力をしていただきたいと私のほうからお願いをしたいと思っております。それからですね、先ほど課長のほうからパーセンテージの説明があったんですが、ここでちょっと数字の間違いじゃないかなと思っておりますけど、一応この辺は別に責めはしませんので、ここに資料があるんですけども、これは座間味村ということで自立促進計画、平成22年から平成27年までの現況計画ということでこれに載っているんですけども、座間味地区が87.9%、阿嘉地区が87.1%、これは平成21年4月現在でございます。慶留間地区が84.5%ということで説明されております。慶留間地区のほうが現在84%ということで、ちょっと下がっている数字になってはいますが、この辺もまたちょっと詳しくチェックしていただいて、訂正していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

12時までと10分でございますので、私は一般質問を4点やっておりますので、あと3点目の慶留間地区のインフラ整備についてお伺いしたいんですが、この辺は12時までの10分で終わらせますので、ぎりぎりまでやりたいと思っております。議長よろしいですか。

3点目ですけども、これは慶留間地区のインフラ整備ということで、これは慶留間地区からの強い要望として聞いていただきたいと思っております。これは雨水排水側溝の整備についてなんですけど、ぜひ早急に整備をしていただきたい箇所が2カ所あります。まず1カ所めは慶留間の部落の東側のほうに入口のほうに行きましたら左のほうに公園がすぐありますけれどもそのそばから流れている側溝と、そしてダムの方から来ている、山側から来ている側溝があります。2つあります。そこで、カキジリというんですかね、そのほうに最終的には流れるようになっているんですけども、下流側のほうで合流地点があります。雨水のですね、その合流地点に問題があって、大雨時にダム側からの水量がすごく多いものですから、そして結構勾配もありまして水速がものすごく速いです。そこで合流点で思い切りぶつかってしまって、そこで水の壁をつくってしまうわけです。そのために部落側から流れてくる側溝をとめてしまって、水がとまってしまって部落住民の一般家庭のほうに入ったりとか、村営住宅もありますけど村営住宅に入ったりとか、そういう問題も実際に起きております。これは何回か要望もしたみたいですが、まだ整備されておられません。これをぜひ急いで早急に整備していただきたいというふうに思います。そして2カ所目ですね。この2カ所目の箇所につきましては海岸沿いをずっと西側に行きますと行きどまりになっていますけれども、それを海岸の護岸の側溝とそして山側からの側溝があります。そこに隣りにお墓があるんですよ。このお墓がすぐ隣にありまして、このお墓が1.5メートル、ちょうど私の高さぐらいですかね。立って見たんですけども、これが下がっているわけですよ。そこでこの間もそういうあれがあったみたいですが、大雨時に山側から来る側溝がそこに、海側にヒューム管が開いているんですけども、そこに瓦れきが詰まったり木が詰まったりで流出できないでオーバーフローして、この隣りの墓のこれだけ下がっていますから、墓の中まで入るんですよ。こういうことであればですね、大変なことになりますので、質問を出したものですから課長のほうは急いで現地に担当と一緒に来ていました。ちょうど1週間ぐらい前ですかね。もういちいち私が説明するあれもないと思っておりますので、現地を2カ所とも課長と担当と3人で実際に見ておりますので、この点は慶留間地区にとっては大変なことでございますので、これから本当に台風時期、雨も多くなる時期、いつ何時集中豪雨になるかわかりません。実際に最近いろいろあるんですよ。この東側の側溝に関して。このお墓側の側溝に対しても早急に何か側溝の周辺が結構伐採されてはいたけれども、これだけでは私は現場を見て、どうせ上から流れてくるわけですから、大雨になったらまた瓦れきとかも流れてきます。木も流れます。

ヒューム管が300から400ぐらいですから、全部詰まります。海には絶対流れません。500ぐらいで深さが600ぐらいですかね、ありますけれども、これが詰まれば完璧にお墓に入ってきます。これはお墓ですから、慶留間地区の祖先のおじい、おばあ、また先輩方がちゃんと眠っている墓ですので、これは大事なことだと私は思います。これですね、いろいろ話を聞いてみますと、もう十何年も前から要望をたくさんやっているらしいです。今の村長の村長の村長の前ぐらいから、何回もやっているらしいです。それに対して何で今までやらなかったか、私は現場へ行って見てびっくりしたんですから。これは優先順位にもいろいろあると思いますけれども、これが一番の優先順位じゃないかなと私は本当にシマンチュとして思います。これをしっかり考えていただいて、補正でもいいんじゃないですかね。早急に、そんなに何千万円もかかる現場ではないですから、少々の金額で私は工事ができると思います。その辺はぜひ課長、しっかりと現場を見ているからわかりますよね。考えていただいているいろいろ村長また皆さん方と相談してですね、9月補正にでもしっかり組んでですね、ぜひ整備していただきたいなと思っております。現場を見てどう思われましたか課長。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいま慶留間地区の排水溝について、整備について2点ございましたが、まず1点目の集落入口東側の排水溝についてですが、そこは合流地点、排水溝が幅が約2メートルで高さが1メートル80センチぐらい、かなり大きな排水溝になっておりますが、実はこの合流地点にちょうどススキとか雑木等が生えて、かなり水の流れに影響を与えているんじゃないかなという感じがしましたので、まずこの雑木等の撤去、それと川底の掃除等、そういう作業をしたいと思います。それでも改善が見られなければ工法等検討して整備したいと思います。

それからあと1点、海岸側の墓地周辺の排水溝についてなんですけど、ここはやっぱり山側からの雨水等水量がかなり多く流れそうな感じで、側溝から雨水が氾濫して墓地に流れるということなんですけど、そこもやっぱり排水溝のかさ上げをするか、あるいはこの墓の周辺、ここにブロックを設置して雨水の侵入を防ぐか、これも工法を検討して早急に対応したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

実際に現場を見ていますからよくわかると思いますので、特に東側に対しましてはある程度の応急措置でどうにかできるんじゃないかなと思いますけれども、西側のほうに関しては本当に墓を水没させてしまったらとんでもないことになりますよ。私は冗談半分で「バチカンジュンドー」と言いましたけれども、私も見た以上はしっかり整備しないと私もバチカンドラ大変ですので、その辺はぜひ早急にやっていただきたいと思います。ちなみにその墓には、この間行った担当のおじいさんとお父さんも入っているそうです。ここでは笑い話になったんですが、そういうことであれば余計に「バチカンジュンドー」と話をしたんですが、その辺は本当に9月でもいいですから、補正を組んで早急に整備をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

3点目は以上でございます。ちょうど12時2分前でございますので、あと1点残っていますけれども、その辺はまた午後に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員の一般質問は途中でありますが、12時になりますので残りの質問は午後以降にした

いと思います。

これで午前の会議を終わります。午後は1時から行います。休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き5番 金城弘昭議員の一般質問を行います。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

午前中に続きまして私の一般質問をしたいと思います。4点目なんですけど、給与の予算のあり方についてということでお伺いしていきたいと思います。去った5月に我々は特別調査委員会を設置いたしまして、座間味村の職員の給与に関して執行部側からあらゆる資料を提出していただきまして、いろいろチェックをいたしました。その中でいろいろ私自身が感じたことを何点か質問させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

私個人としては職員の給与に関しては余りとかく言おうとは、気持ち的にありません。だれしも自分の給与に関しては頑張って早く昇格して高い給与をもらって、生活もよくなるようにだれしも思うものだと思います。これは公務員だけじゃなくて、やはり一般企業、社会の方々全部一緒だと思います。その思いはみんな一緒だと思います。みんなそういう考えを持っていると思いますので、それに対して今回とかく言おうとは思っておりません。ただですね、今回、特別調査委員会の中で調査した結果の中で、ちょっと私が大きく思ったことは、まず職員の給与の昇給の仕方そして昇格の仕方に対して、まず平等性に大きく欠けているような違いがあるんじゃないかなというふうに私は個人的に思いました。これは特に課長級の給与とか、あるいはもう20年も30年も続いてきて、勤続年数がある方々の課長と比べて、そしてまたそれが中には10年とか十四、五年ぐらいで課長になった方、徐々に上がってきて課長に上がってきた方、そのときの給料の差額を考えた場合に、この設定の仕方、評価の仕方に対して私は大きな疑問を持ちました。やっぱり自分の個人的な考えなんですけれども、徐々に徐々に上がってきて徐々に徐々に昇給もしていくというふうに私は思っています。だけれども調査の結果、ある程度の方々には途中から一気に変わって、普通は30度か45度ぐらいで徐々に上がっていくんですが、途中から一気に80度ぐらい、70度ぐらいばっと上がっているような、実際に調査した結果そういう数字が出ていました。それに対して、これが本当に平等性の評価の仕方なのか、すごく疑問に思いました。そのやり方でもって本当に座間味村の給与のあり方に対してはいかなものかなというふうに私はすごく感じるものがございました。その点、どんなものですかね。特に平成17年、平成18年ぐらいですか、ちょっと変わったように気がしています。その辺に対してどうお考えですかね。わかる方。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、職員の給料を一人一人を精査するのは非常に時間がかかりまして、今回の特別委員の報告も受け、また内容のほうのお言葉をいただいて、ただいま精査しております。ただ、今すぐにお答えできるかといえは、そのような内容ではお答えすることは不可能です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。確かにこの場で答えることはちょっと難しいだろうなと私も思います。この特別調査委員会の報告書に対しましては、ちゃんと皆さん方に提出していますので中身をしっかりと皆さん方もごらんになっていると思いますので、その報告に関しましてはちゃんと執行部側からのちゃんとした提出資料があると思いますので、今回は詳しく私は突っ込んで聞こうとは思いません。その点、しっかりと報告のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、これは一般質問の中の4の①なのですが、「座間味村職員の給与に関する特別調査委員会報告書」で明らかになった平成21年8月20日に遡及された分に対して、これは2名の職員の遡及分が支払いされていましたが、金額的には200万円ちょっとですか、ありました。それに関してなんですが、この支給のあり方に対して、これは何か手当関係とかその辺で支給されていたような気がしますけれども、これは給与に関してのものでありますから、ちゃんと給与としての予算処理のあり方であるべきじゃないかなと、ちゃんとまずは給与の予算として職員の手当としてちゃんと予算を組んで、その中で例えばこういう理由でこういう間違いがあって、どうしてもこれだけの遡及分をしないといけないということで、ちゃんと起案の理由をつけてですね、そして補正でも何でも、補正としてですね金額を組んで予算をちゃんと決めて、ちゃんと議会まで上げてですね、承認を得た上で支給するべきではなかったか、遡及すべきではなかったかなと私は調査しながら思いました。その点、その予算処理の方法でいいものなのかどうか、今現在で構いませんので、よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、精査中にはありますが当時の予算書、決算書を確認したところ、給与の支出項目で予算が計上されていたような様子であります。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

じゃあ、それに対しましては給料の予算として支給されているということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

はい、そうです。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これは間違いありません。はい、わかりました。その辺はちょっとまた私のほうももう一回報告書のほうをどうにかしてチェックしたいと思います。わかりました。じゃあ、それでですね給与の予算として支払いしているということなんですが、これは先ほども言いましたけれども、そういう予算が出た場合にはちゃんとした当初予算で組まれてなかったと思います。それに対してちゃんと補正に上げて、ちゃんと議会承認が必要じゃないかなと私は思いますけれども、その点はちゃんとした正式な手続きで支給されているようなものでしたか、その辺ちょっと教えていただけませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。確認したところ議案は3月で起こされているんですが、疑義照会のほうはそれ以前に終えておりまして、当初の予算、平成21年4月1日適用とされているところから、予算措置を当初にしたものと考えられます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

今の答弁の中では、その予算に関しては議会承認も起案書を上げて議会承認も通っているということですか。そういうことですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

当初の予算ですので、承認は得ております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。その点につきましても私はその当初予算が組まれてなくて、何らかの形で流用か何かわかりませんが、そういう形で処理されているんじゃないかなというふうに私は思っていたので、この点につきましてももう一度、ちょっと私も詳しく調査をして、もしそれが正しければ別に問題ないんですが、その辺を調べることによってまた正しくなければまたもう一度お聞きしたいと思います。よろしく、この件につきましては終わります。お願いします。

あとですね、bのほうなんです、まず起案書の中に課長に昇格したときに、本来は課長級に上がったときには5級の何号と、4級の誤級で計算されていたために、それが間違いということで3年間の部分の給与をさかのぼって計算しまして何百万円か支払いされていますということで、起案書の中にそういう理由が書いてありました。これは私らは特別調査委員会の中で調べた結果なんです、条例を見てみますと今現在でも座間味村の給与条例を見てみましてもですね、別に課長級であっても、課長でも4級がいてもおかしくない形になっているんですよ。それが起案の理由では5級じゃないとだめということでの遡及のあり方なんです、それはどうなんですかね。これはどっちが正しいんですかね。ちょっと今現在で構いませんのでよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、その件に関してもただいま調整中でありまして、今この場でお答えすることは申しわけありませんができません。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。じゃあ、その点につきましても後で報告のほうをひとつよろしくお聞きしたいと思います。あと、そこの中には書いていないんですが、一職員の給与に関してのことなんです、これも調査

委員会の中でちょっと発覚したことなんです、この辺はちゃんとした処理の仕方をしていただきたいと思います。うんですけども、一職員は今年の3月から4月にかけて昇給ががばっと給与が上がっているものですから、私はこれを見てびっくりしまして、間違いじゃないかなと思って何名かでちゃんとこの給与明細、給与をチェックをしたわけですけども、3名の目で見ていますから間違いはないということで確認しています。これがですね、金額が少々のものであれば何かの間違いだろうということでも考えることもできるんですが、金額が余りにも大きすぎるものですから、一気に何万円もがばっと上がっているのにびっくりしまして、何でそういうことがあるのか、3月と4月の給与がこんなに変わるものなのか。この職員自体、例えば本当に一般の職員からいきなり課長級に上がったわけでもないですし、全く中身も変わりませんけれども、相当な昇給の上がり方だったものですから、この辺は一応びっくりしまして聞いたところ、いろいろ理由があったみたいなんですけれども、それに関しましても今現在確かに答えることは難しい部分があるとは思いますが。その処理の仕方に対して今後どのような形で処理をしようと思っているのか、その辺をちょっと今現在のところでもいいですから聞かせていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、採用時点で級が違っていたということだと思います。その後の取り扱いに関しましては、ただいま市町村課のほうに問い合わせをしております。金城議員は遡及かどうかということでしょうか。その件に関しましても、ただいま検討しておりますので、遡及が必要であれば遡及という形になると思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

この点につきましても、いろいろ報告書の中に書いてあると思いますので、その辺もしっかりとちゃんとした説明をぜひやっていただきたいというふうに思います。本当にこういうことがあったら本人、職員自体もすごくやる気もなくなりますし、またショックも受けますし、いろいろな不満も持つと思いますから、その辺は一生懸命仕事をしようと思って、給与に関しては皆一緒だと思います。その辺は本当にやる気を出すためにもそういう間違いがないようにですね、しっかりとちゃんと評価して、見る方はしっかりと判断して平等性を持ってやっていただきたいというふうに調査委員会の中で私が調査した結果思ったことですので、この辺は本当に大変なことですので、人の給与ですので生活やいろいろなものにかかってきますので、これがちょっとの間違いで10年、20年、30年かかったら大きな金額の格差になります。これはすごく大事なことです、ぜひ今後そういう間違いがないようにですね、また調べた結果、起案書もなかったものですから、いきなり起案書もなくてぱっぱと上がっていったものですから、私もびっくりしまして、今回、一言質問の中で聞かせていただいていますけれども、その辺につきましてもしっかりと執行部が行政側のほうもちゃんとチェックの上で、しっかりと職員の管理をしていただきたいと思いますというふうに私は思います。この点は後でまたいろいろ報告があると思いますので、よろしく願います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

これで5番 金城弘昭議員の一般質問を終わります。

続きまして3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般質問に入ります前に、1日から就任、2期目おめでとうございます。これからも、それ以上にまたハードな仕事が残っているとしますので、共に手を携えてやっていきたいと思っています。

では、一般質問に入っていきます。私の一般質問の通告の中で条例についてと1番目にありますけれども、条例が必要と思われる事業等を開始しているが必要の有無と、これまで多くの条例があるがどのように条例の精査を行うのかを聞きますということでもあります。今度、総務課長がかわりましたので、わけのわからないことも言ってこないだろうし、しっかりした答えが出てくると思いますので、よろしくお願ひします。12月、3月、前総務課長が私のことを熊と言ってみたり、何かいろいろなことがありましたけれども、そういうときにはかみつきます。それでは本題に入ります。条例の有無、必要と思われる事業等を開始しているというのは、最近、みつしまが渡嘉敷村の阿波連港との内航路云々をどんどん広げていってやっていますので、それは非常にいいことではあるんですけども、この運航に関して我々が条例を必要としないのか、運航管理も必要としないのか。それと渡嘉敷との間に協定があるはずなんですけど、その協定はどういうふうに結ばれているのかですね。私ら何名かの議員の中にはこの報告がありませんので、どういう協定があるのかも含めてですね、これが条例が必要なことであるのかどうか、その辺をちょっと先に答えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。みつしまに関しては座間味村船舶運航事業条例のほうに属すると思います。その中で今、実際現行とそぐわない箇所がたくさんございまして、今、御指摘のあった事項も精査しながら条例の制定のほうが必要かどうか進めていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

では、みつしまの渡嘉敷阿波連港についての協定書なんですけれども、これは渡嘉敷村総務課のほうと結んでいますけれども、必要な経費ですね。燃料代、人件費を含めて運航回数、1回の往復当たりの経費で算定して、それを月何日ということで、何日の何回ということでかかった経費の半分以上を折半で、こちら側で計算して請求しているということです。だから、ほぼ半分の経費ですね。ただ、残り4回の村内運行は全く関係ないので、阿波連運航してる2回分についての経費は折半でやっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

折半ということで、今お話をいただきましたけれども、こういうのは文書で執行部間でちゃんと協定を結んでやるのであれば、その中の金額だったりパーセントをあらわしたりですね、もちろん渡嘉敷村は入島税が発生していますから、こちらから行ったときには、あちらのほうにするわけですから、そのときの業務をどうするかとかですね、そういう協定はもちろん今、協定をかませてからやっていますよね。それを議会に全然知らせもしない諮りもしないというのはどういう意思を持ってそういうことになっているのか、その辺をちょっと村長のお気持ちを。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

渡嘉敷村との協定を結ばさせていただいているわけですが、ものの協定を結ぶ内容であったりとか、契約

もそうだと思うんですけども、その辺で議会にお知らせをする部分等が分けられるのかなと思っております。今のところ協定書の中で「折半をしましょうね」とか、そういうところに関しては執行部の裁量でいいのかなというふうに考えております。ただし、先ほどお話をさせていただきました、結局、今は慶良間航路というような通称で呼ばせていただいていますけど、そういうところの開設であったりとかですね、料金設定の確固たる根拠的なところで言いますと、まだ不備があるというふうなことで、総務課長からもお話があったと思います。そういうところをしっかりと精査をさせていただきながら条例でお示しをしているところと、あるいはその中で私の裁量といいますか権限の中で協定を結ばさせていただくところがあるかと思っております。今回の件に関しましては条例等がしっかりとしていない、慶良間航路がその中でしっかりとうたわれていない部分あるのではないかという御指摘だと思っておりますが、その辺は真摯に受けとめて、今、事務方では例えばかしまだったり、たかつきというような名称がまだ使われていたりする部分があるものですから、そこを含めてしっかりと精査をして、9月でしっかりとこの辺の条例改正を、それ以外にもこれまでも御指摘のありました別の条例全般に関してもしっかりと見直しをしていこうということを今、職員で話をしているところでございます。ですので多少、行き過ぎがあった部分に関しましては大変おわびを申し上げます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長がかかわるとこれだけ変わるかなと思います。前の総務課長だったら「いやー、これは村長のさじかげんの範囲だから、関係ない」という答えに多分なっていたと思いますよ。村長も素直に「この部分に関してはまだ不備だということで待っておいでくれ」ということもありますけれども、そういうことだったら私も待ちますよ。だけど「村長のさじかげんだけだから、あなたはしゃべるな」と言われたら腹が立ちますからね。それと村長、先ほど島チャビの中で、アイラスの存在もありましたので、あれに対しても前大城総務課長に聞いたら「どういう運航協定になっているのかと。補助金のどこからどういうふうな感じで請求されたら出すのかと。どこで申し込みをするのか、そういうものも協定で結んでありますか」と聞きましたら、「こういうものはちゃんとしていますよ」との回答でしたので、「ちゃんとしているのなら見せて下さい」と言ったら「文章はない」と。「何だそれは」と怒りましたが、要するに口では「ちゃんとありますよ」と言うんだけど、「文書はないんですよ」と言っているわけです。そんなばかなことであんなものをつくって、事故でもあったらまず命にかかわる話ですよ。こちらが補助金を出しているということは、万が一に備えたものに対してもこっちは持っておかないといけないわけですよ。 「いや、補助金出しているから落ちたら向こうのせいですよ」では通らないわけですよ。そういうものも含めて見直しというか運航しているものでは必要ではないかなと。はっきり言って小さいことでもちゃんと決めておかないといけないわけですよ。先ほどのみつしまの件でもそうですけれども、船の運賃のクイーンとかフェリーの運賃の件だったら、条例で出て、はい幾らということを決めますよね。承認をもらいますよね。これ渡嘉敷に幾らかかっているかも自分たちはわかりません、はっきり言いますけれども。乗ったことがないから。そういうものに対して全然手当がされていないというのは、いかに条例とかというものをないがしろにしているんじゃないかなというふうな感じになるわけです。これはまた絶対に必要なものは必要としてやっていくことが一番大事なことです。とにかく命にかかわることですから、早目にやってください。

それと施設がいろいろありますけれども、施設はつくるときにも条例があって、運用するにも管理規程があったりしますけれども、12月にも3月にもちゃんとした答えがいただけなかったんですが、「これは条例違反になるんじゃないか」と言ったら、先ほど話しましたように前総務課長はごまかす一方で、「村長の

さじかげんだ」だけで済ませちゃったんだけど、今現在、これは産業振興課長がよくわかると思うんですけど、各施設の条例の見直しが必要であるべきところはないかということをお聞きしたいのですが。

12月、3月に条例で違うことを執行しているわけですから、そういうものは見直しが必要なのか、それとも本来の条例に戻してそのまま執行するのか、一件書類も何もないまま条例違反状態になっていますからね、今ね。それを今後どうするのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。これは民間に貸し付けをしている施設の話だと思っております。まずですね、条例の見直しをするかどうか、これはもちろん精査が必要だと思っておりますし、必要であればやらないといけない、この辺の見直しといいますか検討はちょっとずつさせているところです。それと報告的な話になろうかと思いますが、今年度に関しても同じように減免、減額の申請が来ておりますが、これまで減額をさせていただいていた部分がありますので、法律的にどうなんだというところのクリアしないといけない部分がもしかしたらあるということで、弁護士と相談しているところではありますけれども、私の裁量で例えば減額するというのは一般論で言いますと、災害が起きたとかですね、例えば大きな天変地異で客がゼロになったとか、そういうときに村長の裁量じゃないかというふうに、この件に関しては基本的に思っている部分がありますので、再度、これまでも議員の皆様方からの御指摘があったことも踏まえて、しっかりと精査をさせていただきますということを言っております。ただ、いきなりまた元に戻すということができるのかどうか、先ほど話したように弁護士と相談をさせていただいているところなんですけど、その辺は正常に戻すということがまず1つ。そしてその上で余りにも高額の設定とか、いろいろハードルが高いような設定があるのであれば、これはまた住民福祉のためにならないという判断が出てくればですね、条例の変更も検討せざるを得ないのかなというふうに思っています。現状はこういうことでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく一般住民がわかると、何で条例と現状がこんなにかげ離れているんだということがやっぱりわかった場合、非常に私らも困惑するわけです。何でお前らはこんな条例をつくっているんだと。これはそれ以前からあったものを、これは運用は執行部しかできませんからということしか私らも答えられないわけですよ。だけど、それを早目早目にやっていかないといけないと。それと施設運営に関して、全てこれは各課長にお願いしたいのは、施設運営に限らず何かあるときには必ず一件書類は絶対に簡略化してはいけないということ。施設を使うときには村長に対して施設の使用許可申請書というのがあるんですよ。それを係が受けて上司の決裁を受け最後に村長から、「はい、オーケーですよ」という決裁を受けるわけです。そして使用許可書というのを出すわけですよ。許可を出した後に減免措置を申請してきた場合においては、それをオーケーするかどうかはその後の話なんです。何の書類もなし、お金は幾ら、条例を調べたら金額が違う。これじゃ話になりませんので、これは絶対今からは住民につつかれますからね、今は非常に敏感になっているんですね、いろいろな面で。これまでのおじい、おばあちが「役場が言うから何でもオーケー」という時代とは違いますよ。はっきり言って条例は。先ほど同僚議員が聞いておりました給与の件に関してもですけど、これも条例というのは給料表でありますから、これを段々勉強をし始めている人がたくさんいますのでね、何であれだけ高いのか、あるいは5年しかなくてないのに何でこれだけ収入があるとか、昇格をどんどんしていくとかね、いろいろな面でされていきますよ。どんどん追求されますか

らね。議会のあり方も変わっていきます。この辺ははっきり言いますが、精査する精査すると言いますが、これはいつ行うのかですよ。例えば例規集でもそうですけど、間違った例規集をそのままいつまでも放っているのかどうか。ホームページで見ると実際の条例は違いますからね。その辺をいつ精査するのか、その辺も含めて今年度中でどのぐらいまで精査を進めていくのか、議員の費用弁償の件はいつ削除してくれるのか。削除しなかったら私たちにくださいよ、遡及してくださいよと、私たちが言いたい。総務課長はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

今の御質問にお答えいたします。現在の条例の内容は先ほどからお話しがあったように、現状とそぐわない内容や文言等が見受けられております。本村が全面的に条例を見直してから15年以上が経過しております。条例の見直しが早急に必要の時期に来ていると認識しています。ただ、専門性の高い業務であるために時間と予算を要しますが、例規集は条例や規則等のかなめとなるものとの観点から、見直しに向けてできれば9月補正も考えながら早急に進めてまいりたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

例規集を早く正しいものにしないと、私たちもその例規集を見て皆さんに質問をしているんですよ。これは条例違反じゃないかと、規約違反じゃないかとやるけれども、それに書いてあるもの自体が間違っているから、間違ったものに関して猛勉強して質問するから、余計混乱するわけですよ、お互いがね。だから、できるだけ早く、早く。もう条例の専門家がなくなっちゃったけれども、それを上回る人がいると私は思うので、この辺は早目にしてくださいね。それと総務課長、1つお願いがあるんですけども、以前住民課長でした。そのときに阿嘉での子供たちの遊具の周辺の囲いを何とか確保してくれと言ったときには、他の予算を握っている人じゃなかったから、ああいう答えが出てきたと思うんだけど、今回は大丈夫だと思うんですけども、竹ぼうきだけでは済まなくなっていますので、何とか遊具の周辺の金網は予算をつけてやってもらえますか。最近も産業振興課長と一緒にほかの件で回っているときに、たまたまその場所にいったら、五、六名の子供たちが砂場で遊んでいますけど、遊具の側で遊んでいますけど、そこは、やはり鹿の糞だらけなんです。そこに座って遊んでいますから、それは何とかしてください。竹ぼうきだけでは済みませんのでね。これはお願いします。総務課長ですから予算もばっちりですからね、それを無視したら今度はあれですよ、前総務課長以上に私が攻撃しますからね。とにかく条例に関しては精査するということは早急に精査すると、今、必要であるけれどもやっていないところは早急にやると。9月にはもう出してくるという約束をしてくださいね。そうじゃないと、給料面でも今、非常に混乱が起きているから、さらに見直し。遡及に関してもあるかもしれない、先ほど同僚議員から聞いていた1名だけ採用時に級がかわっていた。だから、3月と4月では給与が5万円、6万円も変わっていると。じゃあ、何ですかと言ったときに、理由を説明してもらいました。「じゃあ規範性はあるんですか」と言ったら、「ない」。規範性のないものは認めないということなんです、要は。そのとき課長は話しされてましたよね、本人が「自分は遡及ないんですか。2年分遡及はないんですか。課長なんかはいいですね遡及されて」と言われたとっていましたよね。それだったら遡及をすべきではないかと思えますよ。はっきり言います、これは。村長も耳の穴かっぽじってよく聞いてくださいよ。これはね、何でそういうことが起きるかというのは、私は何回も申し上げました。上が下から上がってきた仕事に関して何のチェックもしていないからこういうことが、はっきり言っ

でずっと起こってきたんですよ。議員の給与というかそういう問題もそうだったんですけど、間違っていると指摘されて初めて気が付くと。これははっきり言いますけれども、給料の問題というのは生活もありますからね、4月に気がついたからいいようなものの、そうでなかったら先ほど同僚議員が言ったように一生を左右するような問題なんです、これ。35年、40年といったら1,000万円、2,000万円、差が出てくるわけですよ。だから、上はどうなっているか、ちゃんとチェックをする機能、議会のチェッククリアは必要ですけども、ただ普段の仕事のチェックというのは皆さんの上の人がやるんですよ。だから係長以上が仕事をしていなかったら処分してください、どんどん。課長もそう。そして3月議会の混乱を収めた。どういうふうにして処分したというのは私はまだ聞いていません、村長含め調整官、前総務課長、どういうふうにして処分するか後で報告しますと言ったんだけど、それを私は聞いていないので、どういうふうになったのか。村長も含めて「あの3日目の混乱に対して自分たちの責任の所在を明らかにします」と言ったんですよ。でもあの後から私たちは何も聞いていないんです。それについて今、村長答えられますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

3月議会では大変申しわけなかったと思っております。処分等々これからどうするかということに関しては百条委員会がまず開かれまして、その中で報告書が出てきました。それについてたいまプロジェクトチームをつくって検証をさせているところでございます。その中でしっかりと報告をさせていただく。その後どういう形で私たちがけじめをつけるかというのが出てくるのかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

けじめといいますか処分はですね、人を見て甘くしたり厳しくしたりしないように、これは2期目に何名か処分されている職員を見ているんだけど、人によっては何でこんなに甘いのと、人によっては何でこんなに厳しいのというようなものがありますよ。でもそれは条例に従ってちゃんとどういうことがあったらどういうふうに処分するということがありますからね。それに従って、でも現在というか現代はいろいろな事例が出てきますので、その辺も見直しはされたほうがいいと思いますよ。これは昭和30年代ぐらいにつくられた条例というのがそのままありますからね。私たちより年上の条例もありますからね。そういうものは時代にそぐわないと思いますので、これは執行部の中でプロジェクトチームをつくってやるとなったら、これはまずできないと思いますよ。皆さんはそんなに暇な執行部じゃないですからね。だから議員も含めてプロジェクトチームをつくってですね、ここはどう考えるか、ここはどう考えるかというのをお互いにこうやりながらじゃないとできませんから、執行部だけに任せるとことは私たちは考えておりませんから。議員と執行部と意見を交換しながら、そこで精査していくとか必要な物は残す、必要でないものは削る。また新しく必要なものは入れると。取り入れていくというような条例の作り方をしていかないと、過去につくって時代に合わないものをそのまま施行していくというのはおかしい話ですから。特に給与問題は村長、あなたの政治生命にかかわる根幹だからね。執行部が混乱したらアウトですよ。不協和音が起きたら、職員間でもそうですが、給与の事とかで先輩らが後輩にごちゃごちゃ言われたら、やる気もない気持ちになるしね、わざわざ先輩なんか後輩をかわいがろうという気持ちにもなれませんよ。それをなくさないで。まず不協和音をなくすために、その辺のルールをもう一回ちゃんと見て、どうするかを精査してください。じゃあ、この一般の条例に関してはこれで終わります。

あと2番のエコツアーの条例制定について、進捗状況と行動予定についてとあります。これは前回エ

コツーリズムの予算が渡嘉敷村が一般予算化していないということで、契約ができないということで12月は削除しましたが。それを新年度につけるということでやりましたけれども渡嘉敷村と歩調を合わせてやりますということでしたけれども、それは今どうなっているか、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

それではエコツーリズムの条例作成及び進捗状況についてお答えします。まず、条例の制定については渡嘉敷村と座間味村、統一した内容の条例を整備する必要があります。それには前段となる慶良間海域を利用するダイビング業者のルール等の策定が条件になってきますが、その策定業務については先ほどお話したとおり、委託し発注を行います。7月から、来月ですね。早速、両村で足並みをそろえて契約を予定しておりますが、7月から9月にかけては保全活動計画、それから慶良間海域の利用規制、監視方法や違反者への対応及びエコツーリズムの運用体制等の検討などについて、まず素案を作成しましてその素案をたたき台にして10月から、それから12月にかけて座間味、それから渡嘉敷村のダイビング協会、また沖縄本島のダイビング協会と関係機関との協議を行って、それからその協議が整い次第、条例案を提案したいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長、非常にわかりやすくよかったんだけど最後だけ、整い次第というのが、これはいつまでに整えるかわからないという状況になっちゃっているの、12月までにできそうだなと今思ったら、整い次第だったからこれは3月になるのか、いや来年度ですよになるのかわからないんですね、これ。遅くても12月には条例で出してですよ、それから4月1日からは施行という形でやっていくようにしないと、何年待ちましたか。これはですね村長、エコツーリズムに関しては前にも「余り積極的ではない」と言ったら、「いや、私はそんなことはありません」とおっしゃっていたんですけども、今、村長はいろいろなところで国立公園化という話をされていますよね。もちろんこの国立公園化というのはエコツーリズムの次のステップで国立公園化ということで、今までずっと動いてきているわけですよ、皆さんね。いろいろな団体とかいろいろな関係各所もね。だから、まず村長は認定書をもっているわけですよ、エコツーリズムのね。認定をもっているわけですから、それを生かして早く制定してすぐに陸も海も整備してね、じゃあ国立公園化しましょう、お願いしますということで固まっていけないと、エコツーリズムは本当のワンステップなんです。ホップ・ステップ・ジャンプと言いますけれども、今はホップの状態なんですよ、これがね。国立公園化して、それから、きのうおとついで大騒ぎの富士山の世界遺産登録ね、ああいうことまで考えなくていいわけですよ。でもそれをやるためには、前にも申し上げましたけれども、ルールなしでやってしまうと屋久島みたいになりますよ。屋久島は大変な状況ですからね、今でも。ルールがないんですよ。「さあ、縄文杉まで行きます」トイレもなければ飲み物もろくにない。だから川へ行くんだけれども、川の上のほうで糞尿している人もいるわけですよ。自然にね。人間は出るものは出しますから。だからそういう整備も何もしないでいきなり世界遺産とか国立公園としたってだめなんですよ。ただルールをつくるためにエコツーリズムのルールをしっかりと、これは沖縄本島のダイビング関係者も全部絡んでいる話ですからね。ただ座間味村と渡嘉敷村のダイバーがどうのこうの言う問題じゃないんですよ。実際に本島支部のダイビングのチームもありますしね。慶良間とどうやったら自分たちも生きていけるかということで、しょっちゅう会合を持っているわけですよ。だから、ルールがなければ向こうはルール破りをして、こっちが一生懸命守って

るサンゴ礁も無関係でやっちゃいますから、だから一緒に取り組んでルールをつくりましょうということで今、協議をやっているわけですから、村長は今、その渡嘉敷村の村長、座間味村の村長、その両方のトップにいるわけですから、これを早く急がないことにはなし崩し的に崩されていったらもう終わりですよ、これは。要はいつまでも上げないから、もういいですと環境省とか関係省庁が、もう上がってこないんじゃないの、せつかく認定したのに上がってこないんじゃないのと言われたときに、ほかのルールが入ってきたら終わりですよ。国立公園どころの話じゃないですからね。とにかく急ぐこと。課長は12月に条例が出せるぐらい、とにかく急いでください。私たちが議員をやっている間にできるように、施行できるようにね。急がないといけませんですよ。私たちはあと1年ちょっとぐらいありますけれども、それまでにできないんだったら、あなたは首だと。残しておきたくない。そこまで本当に厳しい状況なんです。座間味村はエコツーリズム法の条例ができて、それを制定して施行して国立公園化したら客単価が上げられるんですね。あれは不思議なもので三保の松原なんてゴールデンウィークよりすごかったらしいじゃないですか、きのうのお客さんが。何があったのかなと思ったら、世界遺産登録と三保の松原と書いたら、普段の5倍ぐらいお客さんが来たらしいですよ。座間味村もそれをやりましょうよ。クイーンざまみもフェリーざまみもいっぱいだからフェリーざまみを2回出しますというぐらいお客さんを呼びましょうよ。それでいいんじゃないですか。これは質問というよりも提案で終わります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで3番 金城善昇議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6. 議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）から日程第14. 議案第37号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまで提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ではよろしく願いいたします。

議案第30号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成25年3月30日
- 4 専決処分の理由 地方自治法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年4月1日から施行され

ることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第37号）が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月30日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村税条例の一部を改正する条例

座間味村税条例（昭和58年座間味村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。)」を削る。

第131条第4項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第31号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成25年3月30日
- 4 専決処分の理由 地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成25年4月1日から施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成25年3月30日に交付され、平成25年4月1日から施行されることとなった。

それに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成25年3月30日

座間味村長 宮 里 哲

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年3月21日条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

3 特定継続世帯12,000円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の一号を加える。

3 特定継続世帯2,925円

第13条中「((各種控除後の総所得金額等)) ((村民税所得割額))」を削る。

第15条第1号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯8,400円

第15条第1号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯2,040円

第15条第2号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯8,400円

第15条第2号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯2,040円

第15条第3号イ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 特定継続世帯6,000円

第15条第3号エ(1)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(3) 特定継続世帯1,460円

第15条の2を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第32号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画(平成22年度～27年度)の一部に事業の追加(村営住宅整備事業)と事業額の変更(海水淡水化事業額の変更)が生じたため、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

過疎地域自立促進計画の変更については、同法第6条第1項及び第7項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第33号

工事請負契約について

平成25年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成25年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 102,375,000円
(うち消費税4,875,000円)
- 4 契約の相手方 浦添市西原三丁目18番6号
株式会社 沖電システム
代表者 佐久川義明

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成25年度座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

議案第34号

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,799,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第

1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月25日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 分担金及び負担金		1	49	50
	2 負担金	0	49	49
12 国庫支出金		71,311	159	71,470
	1 国庫負担金	16,153	159	16,312
13 県支出金		353,574	164,249	517,823
	1 県負担金	11,878	80	11,958
	2 県補助金	308,883	164,169	473,052
16 繰入金		2,214	89,868	92,082
	2 基金繰入金	2,213	89,868	92,081
19 村債		97,100	3,000	100,100
	1 村債	97,100	3,000	100,100
歳入合計		1,542,343	257,325	1,799,668

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		307,706	42,959	350,665
	1 総務管理費	282,383	1,141	283,524
	3 戸籍住民基本台帳費	9,799	41,818	51,617
3 民生費		133,688	275	133,963
	1 社会福祉費	114,305	275	114,580
4 衛生費		131,872	2,476	134,348
	1 保健衛生費	87,526	2,476	90,002
5 労働費		1,440	2,916	4,356
	1 失業対策費	1,440	2,916	4,356

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 費		133,434	96,208	229,642
	2 林 業 費	23,613	891	24,504
	3 水 産 業 費	93,082	95,317	188,399
7 商 工 費		86,410	△1,801	84,609
	1 商 工 費	86,410	△1,801	84,609
8 土 木 費		330,685	15,000	345,685
	2 道 路 橋 り ょ う 費	148,030	15,000	163,030
9 消 防 費		3,666	98,864	102,530
	1 消 防 費	3,666	98,864	102,530
13 諸 支 出 金		2,775	428	3,203
	2 公 営 企 業 費	2,775	428	3,203
歳 出 合 計		1,542,343	257,325	1,799,668

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
辺地債	千円 17,000	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 20,000	証書借入 又は 証券発行	% 年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第35号

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月25日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		498,944	0	498,944
	1 運航収入	493,268	△428	492,840
	3 営業外収益	2,776	428	3,204
歳入合計		498,946	0	498,946

議案第36号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,446千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月25日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		58,488	1,428	59,916
	1 繰入金	58,488	1,428	59,916
4 国庫支出金		71,560	8,016	79,576
	1 国庫補助金	71,560	8,016	79,576
5 県支出金		5,051	1,002	6,053
	1 県補助金	5,051	1,002	6,053
歳入合計		193,289	10,446	203,735

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		140,716	10,446	151,162
	1 営業費	140,716	10,446	151,162
歳出合計		193,289	10,446	203,735

議案第37号

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月25日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		10,391	3,045	13,436
	1 繰入金	10,391	3,045	13,436
歳入合計		15,485	3,045	18,530

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		5,578	3,045	8,623
	1 漁業集落排水事業費	5,578	3,045	8,623
歳出合計		15,485	3,045	18,530

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第8．議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第9．議案第32号 過疎自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

過疎自立促進計画の変更について、ここにつづられているA3の横書きが変更ということですね。変更前と変更後、8番の集落の整備、定住促進住宅ということで、平成25年度と平成27年度に8,000万円ずつ計上されているんですけども、これは何棟分の何世帯とかというのがあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

平成25年度につきましては、これは阿佐区の村営住宅整備なんですけど、2階建て1棟で4世帯となっております。平成27年度につきましても同じように、これは阿嘉・慶留間地区の整備。休憩していいですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

先ほどは休憩させてすみませんでした。修正・訂正します。平成27年度を予定していますこの8,000万円ですが、これは平成26年度の誤りですので修正をお願いいたしたいと思います。規模につきましては同じように2階建て1棟の4世帯を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。平成25年、平成26年でそれぞれ阿佐と阿嘉・慶留間、2階建て1棟の4世帯の同じ規模のものが平成25年、平成26年ということで解釈していいですね。ありがとうございました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 過疎自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第32号 過疎自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第33号 工事請負契約について（座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 工事請負契約について（座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第33号 工事請負契約について（座間味地区簡易水道海水淡水化施設機械電気設備工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第34号 平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

9ページでございますが、歳入のほうの繰入金の基金の繰り入れでございますが、当初、始まってまだ3カ月しかならないんですけども、約9,000万円近くの金を繰り入れしているんですが、本当にどうしてこんなにたくさんのお金を繰り入れしたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。一括交付金の一般財源分とあと戸籍のほうの電算化に伴う財源の確保のために基金を崩しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、歳出のほうも関係がちょっとございますので、ついでにお聞きしたいと思います。そのほうで戸籍の電算化による4,000万円余り、非常に大きいわけでございますけれども、このシステムを入れましたら、あらゆる交付税のときに、今みたいに那覇市役所とかそういうところはやっていますが、阿嘉のほうでもそれがとれるのか、このシステムは。例えば住民票とかいろいろなものは市役所にだけ設置するのか、または座間味にも、阿嘉などにも入れるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今の質疑にお答えします。戸籍の電算化に関してはですね、やはり通常のパソコンを用いて印刷等を行います。阿嘉事務所で直接の発行もゆくゆくは可能ということで、業者のほうには確認をとっております。今回はまず役場庁舎での発行をきっちりやりたいということで、将来、阿嘉の出張所でも発行できるシステムの構築というのを見据えて作業を進めております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これは例えば今、あらゆる証明書類におきましては、あらゆる証明を持って行かなければ発行をやらないというような今までのシステムがあったんですね。電算化しましてはこういうのが省けるのか、または莫大な経費ですよ。これだけ一般から繰り入れするんですから。本当にこのメリットが、例えば隣村もそのよ

うに並行して入れているのか。だから、こちらだけ走っているのか、これをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

隣村等の状況につきまして、まず全国で戸籍の電算化率が94%になっております。沖縄県で電子の戸籍化をまだ実施していない自治体は5自治体残っています。座間味、渡嘉敷、粟国、渡名喜、北大東が残っています。今回、粟国村が4月に発注が終わりました。渡嘉敷、粟国も今発注、入札準備中でございます。我々も予算が通ったら7月には発注行いたいということですね。残りは1村残る予定で、来年の発注ということで確認しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。とにかく行政そのものというのは先に走るのが非常に皆から評価があるわけですが、やはり離島というのはそれだけの苦勞がありまして、おくれたのは当たり前だと思いますが、本当にこれを入れて皆からよかったというような評価ができるように頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

議長、8ページからお願いしていいですか。9ページ、10ページとくるもので、ツールバッテしまいました。同じことで戸籍の電算化ですか、どういった効果があって、これ例えば那覇市と同じようなものだと一人当たりの負担率が大変大きい4,000万円ですよ。具体的に、本当に大まかにどんな効果が、どんなメリットがあって、どういった違いが出るのか教えてもらえませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

まず現状の戸籍は紙になっております。紙にタイプで打っていますが、この老朽化がまず防げます。過去のものを見ますと破けたり字がにじんで確認できない等、これを今回、電子化によってスクリーニングというんですけれども、まず1件ずつすべてを見て、新たに電子化していくということで、戸籍の見直しと同時にデジタル化によって半永久的に保存できると。もう1点が窓口、申請に来て婚姻届をした場合に新戸籍をつくったら大体60分、タイプに慣れている人でもかかります。それが10分で、短縮して戸籍の発行がまず可能になると。もう1点が、さきの大震災で戸籍が流されたという事例もありました。その辺についてのバックアップ体制を沖縄県の場合は北海道にデータを置くということも将来考えています。そういう大きなメリットが出てくるのかなと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

データのデジタル化ということは大体想定できるんですけれども、これは今あるのをスキャンしてデータ化するんですか、それとも全部打ち直すんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

デジタルの順序としてはですね、現状の戸籍をまず広げてマイクロフィルム、マイラーと言うんですかね。昔、設計でやった、まずそれにきっちりと残してですね、これを見て人間が一つずつ入力作業になっていく。その作業はもう済んで、手作業の作業が多くなることから金額も、この辺はやっぱり高くなっている状況です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。今のいわゆるスキャンをコピーしてではなくて新しく打ちかえて、大変な作業ですね。わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

電算化は非常にいいことではありますけれども、手作業でやるということで間違いが起これないように十分チェックしてください。それとですね、これは戸籍だけではなくて住民票にも関連してくると思うんですけども、今、はっきり言えますけれども、12時に戸籍抄本、謄本を取り寄せてもだれも対応しないんですね。はっきり言って。担当がないからできませんと。1時までぶらぶらしているんですよ。例えば仕事の中に、休み時間だからとしても、こっちまで休まれたらとれないわけですよ、何のために来たかわからないという状況があるんですが、今後そういうものを例えば交代制でやるとか、発行するのに住民といいますか、利用者に迷惑をかけないようなことが、それが可能なのかどうか、この辺をちょっとお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

金城議員の今の質疑にお答えします。まず戸籍につきましてはですね、専門性がかなり高いということと、その担当者1名が今いますが、この方しかさわれないということもありまして、現状はやはり8時間フルに働くのも非常に厳しいのと、やはりお昼の1時間の休憩はどうしても必要ではないかと考えております。ゆくゆくは電子化になった場合には専門性が高いとはいえ、また他の係員と調整して発行というのは可能になると思います。ただ、その前に全体の庁舎のお昼休みが12時から1時という時間に定まっていますので、その辺はまた総務課とも調整をして、業務をその時間開けるかというのも含めて、あわせて調整して対応していきたいと考えます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

確におっしゃるとおり、これは非常に個人情報に関することでもあるし、大変なものでもあるんですよ。しかし電算化するということによって、パスポートだったらパスワードとかいろいろとできるわけだから、そういうことで対応するようにしていかないと、何のために4,000万円も金をかけたけど、昼休みに行ったら「とれませんよ」では通らないでしょう。そういうことでいいのかどうか。おっしゃったように那覇市も昔、休み時間だからと言ったら、今、担当がいまいませんからって、急いで休み時間だからと、仕事はこっちも12時から1時まで仕事が休みだからと行ったら、向こうも12時から1時まで休みですと、とれ

ません。結局、必要があったら休んで来てくださになっちゃっているわけですよ、仕事を。仕事を休んで行くとなったら大変な話ですよ、これは。ましてや日給、月給の人なんかは1日休んでしまうと1日5,000円、8,000円引かれるわけですから、住民票1つとりに行くのに5,000円、8,000円じゃ済まないということになって、これではおかしい話だよと。それで那覇市は30年ぐらい前から何かを置いて、銀行と同じように。銀行もそうですよね、お昼はずらして行きますよね。交替で。一斉には休まないようにしているんですよ。だから電算化、勝英議員が言うように4,000万円もかけてやる価値があるのかどうかというのは、その辺がサービスができれば価値があるなということになってくるわけですよ。これができない、休みだからできませんよだったら価値がないんですね。今、おもろまちのりうぼうへ行くとな風原町、那覇市住民票とか何とかいう、印鑑証明とかがとれる、自動でとれるやつがあるでしょう、ああいうのは本当にお金をかけても意味があるサービスなんですよ。だから、皆さん大変だろうけど、庁舎内でシステムを組んで、お昼休みに来てもとれますよと。パソコンを使えないのは作業しませんでいいですから、パソコンは使えるようにして、そのかわりちゃんとパスワードもしっかりして、個人情報漏えいしないように、そういうシステムをつくらせればいいだけの話なんで、それを扱う人をまた管理するのは上司がちゃんとすればいいことなんです。そういうのをやらないところに4,000万円もかける意味はありませんよ。だから、本庁含めてそういうサービスができるかどうかというのを考えてください。だってあなたはさっき阿嘉・慶留間ですぐできるようにすると言ったでしょう。阿嘉・慶留間ではできるのに、こっちに来たらできませんでは話になりませんよ。そういうことです。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

11ページ、母子衛生費の中の68万円、風疹予防接種助成金とあるんですけど、風疹が結構話題になったものですから、この取り組みのお話を聞かせてください。どのように使われるかお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎住民課長。

○ 住民課長（宮平壮一郎）

今の質疑にお答えしたいと思います。風疹につきましては最近、マスコミ等でかなり放送等がされており、やはり村内においても実は住民の方が受けたいと、助成制度はないかという問い合わせも数件ございました。あと県内全市町村の補助金、助成金というのも調べたところ、半数以上が実施する予定であるということで、我が村においても要望の声があるということで、風疹と混合のMRとあるんですけども、この2種の注射のほうの助成については4,000円、お一人4,000円の予定でですね、対象となるちょうどお若い方が19歳から59歳までの男女とも含めて、今、対象者がたしか341名おります。その5割の方の170名を対象として1人4,000円ということで、今期限り助成してあげようということで予算を計上しております。失礼しました。対象年齢がですね19歳から49歳の方々を対象に考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

行政に任せられると思うんですけども、特に若い男性がかなり感染のあれになっているということですので、よろしく対応をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

消防費、13ページなんですけど、工事請負費の中に8,000万円、ホエールネットNEXT事業というのがあるんですけど、どういう事業でしょうか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。以前より言われていました防災機器のデジタル化が平成28年度から始まります。それに向けて本村の老朽化している防災無線のデジタル化を進めるということで、今回、一括交付金を利用させていただくことになりました。防災機器の交換に関しては一括交付金は利用できないものですから、それプラスアルファとして村全体をWi-Fi化するような計画を考えておまして、観光客に対しても無線でネットの使える環境を持ち出していくという形で考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

じゃあ、防災無線は渡嘉敷に物乞いしないで済むわけですね。それを心配していたんですよ。何回言ってもそれしか答えてくれないので。村長、これは私が前から防災事業で過去にも、村長はよく話をされますよね。安心してお客さんがまた来たくなるという、その事業がまさにこういうことなんです。東北の人には悪いんですけども、はっきり言ってこういう事業が今、旬なんです。要するにまだ皆が防災意識を高めている中で、座間味村は観光客に対しても安全策をぬきんでてやっていますよ、先んじてやっていますよということを見せれば、安心して来るんですね。そのあたりを地震の後に対応することは、そういうふうにしたんですよ、1年目、2年目は客がいない。3年目からは以前の2倍以上来る。何でか。1年、2年でそういう危険除去をして、皆が関心のある間に、どこまで防災を進めましたということを世界中に発信したから、世界中からお客さんが戻ってきて、それまで来ていた人が確認して、また友だちなんかも口コミで連れてくると、そういう状況になって以前の2倍、3倍に客がふえたということがあるんですよ。だから、座間味村は何にもなし。防災意識は何もないですよじゃ困るんですよ。海を目の前にしていますから、津波がありました、でも津波が来たらどこに逃げなさいという案内板もある。一気に放送もあるしWi-Fi機構で一気にブザーが鳴って、どこどこに避難するような経路図がネットでやれる。そういうことをやっていくということが取り上げられたら、私がしながわ水族館で宣伝しなくても、こっちのほうが宣伝効果はあると思いますよ。それでお客さん来ますよ。だから、村長が前から言っている、何をすればという効果が起きるということをちゃんと教えてください。こういうものですよ、ねっ。これははっきり言って、今、総務課長が言ったような話になると、お客さんも「ああ、そうなんだ」ということで来ますよ。とにかくこれを進めてください。お願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今、同僚議員が進めてくださいと言ったんですけども、私には全然意味がわからないんですよ。ホエールネットNEXT事業。一括交付金でエントリーするときに、何か知恵みたなものがあってというのがあればわかりやすいんですけども、そもそもホエールネットは阿嘉・慶留間地区のインターネットで整備した事業名だと思ってしまうんですけども、それがつくと、頭につくということは、座間味島のWi-Fiとは関係な

いんですか。そういったところから、ちょっと頭を整理したいと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまの御質疑にお答えいたします。実はですね、今回のキャッチフレーズと申し上げたらよいのでしょうか、アナログからデジタルへというのが今までの主流でした。それがアナログからITへということで、全体を無線化する計画をしております。今のような防災無線の機器を置いて、固定して置くような形ではなく、いつでも持ち出せる可搬型、そして放送もまた携帯からできるような形ですね、無線を利用した防災の機具という形をやっています。もちろん今、阿嘉のほうは無線化されてホエールネットがあるんですけれども、ホエールネット自体も老朽化しておりまして、老朽化しているホエールネットの新しい機器プラス座間味村においても無線化するという形になっています。もちろんこれは観光客と今、利用しているプロバイダーの件もありますので、一般住民の方とはすみ分けをして開設することにはなっています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

かなり漠然としてはわかるんですけれども、そもそも8,000万円という事業費が出たから、これがどういった予算で、どういった機器があって、どういった可搬型というのがあるはずなんですけれども、まず、だれでも素人でもわかるような、外から営業が来て、こういう商品ですけれどもというのでもいいんですけれども、何か目に見えるのがあればわかりやすいですよ。ホエールネットが阿嘉・慶留間のインターネットで使ったホエールネットが年数がたてば古くなる。それはわかります。それをえさに交換しようということで一括交付金をとるというのも一つの手法でいいかもしれません。それに枝葉をつけて座間味村内のこの防災無線のインフラ整備をするというのでもいいかもしれないけれども、何か中身がよくわかりづらいなど、しかも8,000万円という大きい投資をするわけですから、どういった機器が幾らかかったとかというのがわかるはずなんですけれども、皆さんはわかっていますか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

ただいまお示しした資料のとおり、新しくIP防災システムとして構築していく予定としております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これでイメージは少しはわかりやすいというか、答えきれないからしょうがないよね。このWi-Fiのアクセスポイントというのは、一般のWi-Fiのアクセスポイントとは違うんですか。全く一緒、だれでもアクセスできるということでもない。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美総務課長。

○ 総務課長（宮平真由美）

すみません、その辺に関してはまだ詰めておりませんのでお答えできないんですが、一般の方のWi-Fiとは区別することになっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。これで終わります。ついでにもう1点、前のページの商工費。これも一括交付金なんですけれども、慶良間海域活用ダイビング利用ルール策定事業。これはさっき話していたものだと思うんですけども、国立公園、国立公園化された場合のルールとの整合性。これはエコ・ツーリズムの関係だと先ほどの質問から察知されるんですけども、国立公園化になった場合とのルールとの整合性というのは、これを策定する場合にはどんな考えをお持ちですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

所管の省庁がまず環境省ということであります。私たちのほうで委託を出して、これまでのルール等踏まえて今回のルールの策定をしていくわけですが、そこにはやはり環境省等も絡んでくるかと思しますので、例えば国立公園化になったときに、阻害要因になるルールができるとかですね、あるいはまた逆のパターンができるかというのとは想定されないものだと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは本来、平成24年度の一括交付金で取り上げられて、1つ取り下げになっていたのがこれですよね。前に聞いたのは渡嘉敷村と折半で、この事業費の負担をするというようなことだと聞いたんですけども、そもそもこの策定委員の作業はちゃんと219万9,000円で、警備予算もうたわれているんですけども、この策定業務というんですか、委託なのかな、それはどこがやるんですか。だれが実際には事務をされるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この策定業務はこの人にお願いするわけですけども、これからその委託先等を決定していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは渡嘉敷村と座間味村の行政だけでやるんですか、国立公園化に向けては両ダイビング協会とか、両といっても座間味にある、渡嘉敷にあるダイビング協会とか、それから両漁協とか、いろいろな枝葉で今、根回しが進んでいるんですよ。そういったところがこのルール化に向けて整合性があるのかどうか気がなっているんですけども、実は国立公園化に向けてはそこでストップしているのが現状であるんですね。そこも踏まえて、先々この事業をするに当たり、そういったルールが整合性を求められると思いますので、

十分気をつけて進めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

1点だけ聞かせてください。11ページの失業対策費なんですけど、座間味・阿佐・阿真地区216万円、そして阿嘉・慶留間地区75万6,000円ということで組まれているんですけど、座間味のほうは3カ所で216万円ですか、賃金。この座間味地区のほうは3部落で平均しましたら72万円ぐらいあるんですけども、阿嘉と慶留間のほうは2つで割りますと38万円しかないんですけど、2倍ぐらい違うんですけども、この辺の内容は基本的に違うんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず今回、失業対策で291万6,000円の補正をしておりますが、実は新年度当初予算の失業対策費として組んでいた予算が、予算編成が厳しいということから3分の1にカットされて計上しています。その後、この予算が復活して今回計上しておりますが、7月から3月までの期間、月2日、最低月2日の20名。これが座間味・阿佐・阿真地区の予算として今見込んでいます。それから阿嘉・慶留間地区につきましては月4日、最低4日作業ができるようにということで、来年の3月までの予算として計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

月に何日組もうかがどうしようが別にいいと思うんですけども、この金額が余りにも2倍以上違うものから、その辺の例えば排路が阿嘉・慶留間に対してはずっと長いとか、そういうのがあれば納得するんですけども。ただ、私らも部落住民から言われるものから、はっきりと。仕事はないか、草刈りはないかというふうな形で、直接言われるものから、それに対して「今はこうこうこういう予算がありますよ」と。「阿嘉はこうですよ、慶留間はこうですよ」ということで、できるでか地域住民には説明したいものですから、余りにも何で座間味地区はこれだけあるのに阿嘉・慶留間はないのということで、はっきりと言われるものから、その辺はちゃんと説明できないと大変なことになるものですから、それで聞いたんですが、その辺は、この予算を組むとしてもまず平等性を持ってしっかりと組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第34号 平成25年度座間味村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第35号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

公営企業課長、教えてください。先ほどの予算の説明で、座間味発の自動車の往復ですよ。それでこのスタートとどんな手続が要するのか教えてください。この制度はいつからスタートして、どういった手続で最初は自腹でやって後で還付があるのか、そういった仕組みです。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

お答えします。還付ではなくて今やっている島割引、当初から半額ですよ。そのような形で受付でもう既に住民カードの確認で車を確認して、それから半額もらうという形になります。今、予定していたのはそのような感じですね。時期がですね今回、それが認められましたら起案をして7月初め、頭からはやりたいと思っています。ただ、まだ決定ではありません。これに関しては検証することがありましたら、また、しっかりと話し合っ、7月頭からは始めたいとは思っています。担当課としては。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

住民にわかりやすいような案内をして、いわゆる住民カードでチケットを買うような方法でやるということで、非常にわかりやすい案内をして、スタートもいつからだということで早目に始めると利用者がふえると思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

住民カードってこのことですか。これは運賃割引カードと言っているけれども、これを出せばいいということですね。はい、わかりました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは自動車運航だから、バイクもちろん自動車だとは思いますが、それも対象ですか。それと、一般乗用車ですと今の現状だと運転手はこの自動車運賃の中に組まれますよね。その場合、島から往復の場合に人間の運賃はどうなるんですか、その辺も教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ではお答えします。まずそれ以外に原動機つき自転車と二輪、こちらも50%補助ということになります。それと運転手の件なんですけれども、これは当初から車に含まれているということで、往復分は料金にそのまま入っているので、それは半額になります。運賃の中に含まれているので、こちらの運転手については免除ということになります。今までどおりです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

すばらしい。別にそれは後で補てんされることですから、船舶課には痛くもかゆくもない話で、ただし村民が前から願っていたことなので、きっと軽貨物にいっぱい布団を買いに行く人もふえると思います。利便性向上に非常に助かると思います。ありがとうございました。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第35号 平成25年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第36号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

7ページ行っているんですか。水道広域化実証事業とあるんですけれども、具体的にどんな事業をされて、委託料もあるんですけれども、何をされるんですか教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

ただいまの質疑についてお答えします。水道広域化推進に係る実証事業として、これから広域化に、離島の広域化に向けての先だつての座間味と渡嘉敷、まずは実験的な調査が主です。施設自体の。その中身とし

て離島の現況を企業局のほうから、こういうことをしてくださいということで今、しているんですけども、ほとんど装置と運転の仕方ですね。どうやったらコストを抑えられるかという、薬品の注入のちょっとした工事もありまして、ほとんど試験的に運用というのを今回この国・県の補助で村のほうに先立って実験的な事業ということで今、進めるところです。水質改善もすべて含めて、薬品の点滴とか、そういうのもすべて入っています。大丈夫ですか。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第36号 平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第37号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは担当課長、漁業集落排水なんですけれども、阿嘉の小中学校の前に最近こう、宿泊施設ができたんですが、その人たちの門の前が吸水性の道路が切られたまま補修されていないんですよ。あれ前なんか、そこに下水を入れる工事をやっていたということが私の記憶にあるんですが、そのあたりが補修されていないでへこんでいるものですから、これはどこが補修すべきものなのかなと思って聞いているんですが、ちょっと調べてやってもらっていいですか。あれは確かに下水の工事のときに掘っている穴の跡ですから、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平正則公営企業課長。

○ 公営企業課長（宮平正則）

今、金城議員から質疑のありましたこれについては、現場をすぐ調査して確認の上、また対処したいと思
います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを
採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予
算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 報告第1号 平成24年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について村長の報告を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第1号

平成24年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成24年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
9	1	(一括)阿佐地区避難道路整備(工事請負費)	円 77,944,000	円 47,704,000	円 0	円 0	円 38,163,200	円 0	円 0	円 9,540,800
8	2	道路橋りょう費 道路ストック総点検	6,000,000	6,000,000	0	4,200,000	0	0	1,440,000	360,000
8	2	座間味阿佐線道路改良工事 請負費	20,619,000	20,619,000	0	0	16,495,200	0	0	4,123,800
合計			104,563,000	74,323,000	0	4,200,000	54,658,400	0	1,440,000	14,024,600

平成25年6月25日提出

座間味村長 宮里 哲

内容といたしましてはお配りをしているペーパーのとおりでございますが、一般会計におきまして消防費の阿佐地区避難道路整備、そして土木費から2件、道路ストック総点検、それから座間味阿佐線道路改良工事請負費、この3事業となっております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告第1号を終わります。

日程第16．発議第10号 日台漁業協定の見直しを求める抗議決議についてを議題とします。

発議第10号

平成25年6月25日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

大城 晃

賛成者 座間味村議会議員

金城 勝英

日台漁業協定の見直しを求める抗議決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日台漁業協定の見直しを求める抗議決議

去る4月10日、日本政府は、沖縄県の尖閣諸島周辺水域を対象とする日台漁業協定を台湾と締結した。

尖閣諸島周辺水域は、沖縄県のマグロ漁業や底魚一本釣り漁業にとって重要な漁場であることから、沖縄県の漁業関係団体等は、日台漁業協定締結の協議においては、県内漁業者の意向を十分に配慮すること及び漁業水域の設定に当たっては日本側の主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議することを日本政府に求めてきたところである。

しかしながら、今回の日台漁業協定は、平成9年に締結された日中漁業協定と同じく、地元に対して何ら説明がないまま地元の頭越しに締結され、また、その内容も台湾が主張する暫定執法線より広い水域での漁業操業を台湾に認めるなど、台湾側に大幅に譲歩した内容で、好漁場の縮小が余儀なくされるなど、先島諸島をはじめとした県内の漁業者にとって不利なものとなったことは明白である。

このことは、漁業者の安全操業と生活に大きな打撃を与えるものであり、今回の日台漁業協定締結は到底容認できるものではない。

よって、本議会は、県内漁業者の意向に配慮することなく締結された日台漁業協定に強く抗議するとともに、その見直しを強く求める。

上記のとおり決議する。

平成25年6月25日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

農林水産大臣

外務大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

発議第10号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第10号 日台漁業協定の見直しを求める抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第10号 日台漁業協定の見直しを求める抗議決議については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第11号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題とします。

発議第11号

平成25年6月25日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城弘昭

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者。患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の

医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみができた。しかしカルテや明確な証明が必要なため、裁判にだして救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがなく、肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるをえず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法にもとづいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1, 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。
- 2, 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。
- 3, 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
- 4, 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
- 5, 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支援金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

沖縄県座間味村議会議長

あて先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

発議第11号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第11号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第11号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第11号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第12号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題とします。

発議第12号

平成25年6月25日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

宮里清之助

賛成者 座間味村議会議員

宮里祐司

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、小泉政権下の「三位一体」改革の中で、教育的論議と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、6年前、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。

現在においても地方分権や道州制などの議論の中で、財源確保として国から地方への「一括交付金」「教

育一括交付金」等の問題が十分に議論されておらず、解決しておりません。

もし、義務教育費国庫負担制度が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが充分予想されます。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充するよう要請すること。
- 一、次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充できるよう要請すること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年6月25日

沖縄県座間味村議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
文部科学大臣 下村 博文 様 へ

発議第12号は会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第12号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第12号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第12号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第13号 ケラマ空港への航空路再開を求める要請決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

発議でございますが、うちの一般事業の中にアイラスのヘリコプターの事業もありますが、あれは欠航の

時だけのものであって、お金も出ることです。でもこれは決議して認めていただくことによって、運賃補助でどんどんお客さんを入れるようにしたいと思って出しておりますので、よろしくをお願いします。

発議第13号

平成25年6月25日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員

金城善昇

賛成者 座間味村議会議員

金城弘昭

ケラマ空港への航空路再開を求める要請決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ケラマ空港への航空路再開を求める要請決議

ケラマ空港は、関係者の尽力により昭和57年7月に建設され、公共施設地図航空株式会社により運行が開始され、昭和61年12月より琉球エアークミューターに引き継がれた後、平成6年11月10日より、空港は沖縄県管理の第三種空港となり本村挙げて喜んだところであります。

しかし、離島における運営は常に厳しい環境に置かれていることは確かで、せっかく就航、沖縄県管理の第三種空港となったものの、採算の見通しが立たないことを理由に、平成18年3月を最後に琉球エアークミューターの那覇―座間味間の航空路は廃止され、以後ケラマ空港はチャーター便が細々と利用しているに過ぎません。

座間味村も他の離島と同様に過疎化現象に歯止めが掛からず、村の活性化は本村の将来に向けて焦眉の課題である。

現在、座間味村への交通アクセスは海路のみであり、離島における経済の振興、生活基盤の整備を図るには交通体系をしっかりと整える事が不可欠であり、航空路の整備は村政でも最優先に取扱うべき事項であると認識しています。

特に行政機関においては離島の振興なくして沖縄の振興はあり得ないとの視点に立ち、本村への航空路の再開に格別のご尽力を要望する。

経済的面や村民生活の資質向上また本村の将来発展のためにも航空路の再開は村民の悲願である。

離島であるが故に交通体系の整備には特段の政策的支援が必要であり、是非とも19名乗りの機種の運行再開が実現されるようご理解とご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

以上のとおり決議する。

平成25年6月25日

沖縄県座間味村議会

あて先

国土交通大臣	太田昭宏	殿
北方、沖縄担当大臣	山本一太	殿
沖縄県知事	仲井眞弘多	殿

○ 議長（中村秀克）

これで説明を終わります。

これから発議第13号 ケラマ空港への航空路再開を求める要請決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第13号 ケラマ空港への航空路再開を求める要請決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成25年第2回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会（午後4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 弘 昭

署名議員 宮 里 清之助